川口市資材の適正な屋外保管に関する条例の手引き

目次

1 資材の屋外保管の許可申請に係る手続きフロー

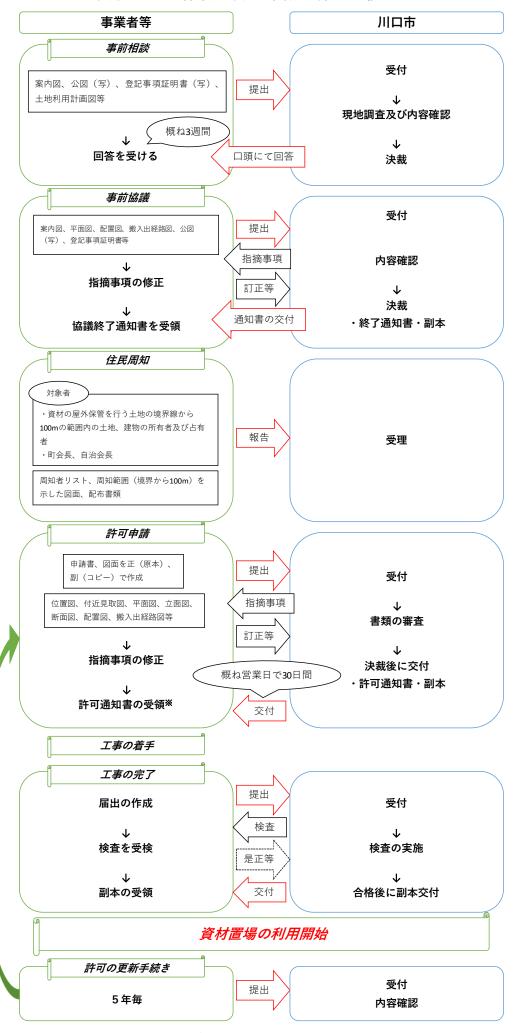
2 条例及び規則の解説並びに審査基準

(1)	目的	_
(2)	定義	
(3)	市の責務	5
(4)	資材置場事業者の責務	
(5)	土地の所有者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(6)	事前協議 ····································	8
(7)	住民への周知	13
(8)	事前協議の内容の変更	15
(9)	屋外保管の許可	16
(10)	許可の基準等	30
(11)	資材置場の立地基準及び構造基準	33
(12)	変更の許可等	38
(13)		45
(14)		46
(15)	公表	48
(16)	許可の取消し	49
(17)		
(18)		
(19)	立入検査	
(20)		_
(21)	許可等に係る意見聴取・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(22)	関係行政機関への照会等	
(23)	巡視等	
(24)	適用除外	
(25)	委任	67
(26)	罰則	
(27)	過料	_
(28)	提出部数	
	その他	
(30)	附則	73

3 資料

(1)	川口市資材の適正な屋外保管に関する条例	83
(2)	川口市資材の適正な屋外保管に関する条例施行規則・・・・	97
,	様式集	
(4)	資材置場の設置等に係る標準処理期間	128
	川口市景観計画等	
(6)	良好な資材置場のモデル例	140
(7)	窓口等	141

1 資材の屋外保管の許可申請に係る手続きフロー



※許可以降に計画に変更が生じた場合には、再度事前協議から手続きを行うこととなります。 軽微な変更な場合は、変更した日から起算して10日以内に届出が必要です。

2 条例及び規則の解説並びに審査基準

趣旨

この川口市資材の適正な屋外保管の許可審査基準(以下「審査基準」という)は、川口市資材の適正な屋外保管に関する条例(令和7年条例第35号。以下「条例」という。)及び川口市資材の適正な屋外保管に関する条例施行規則(令和7年規則第63号。以下「規則」という。)に基づき規定されるものであり、川口市行政手続条例(平成11年条例第8号)第5条第3項の規定により公にするものです。

(1)目的

条例

(目的)

第1条 この条例は、資材の屋外における適正な保管について必要な事項を定めることにより、屋外に保管された資材の火災の発生又は延焼、崩落、飛散その他の事故等を防止するとともに、当該保管に伴う騒音、振動等の発生を防止し、又は軽減し、もって市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川口市資材の適正な屋外保管に関する条例(令和7年条例第35号。 以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

条例第1条では条例の目的を、規則第1条では規則の趣旨を定めています。

市内全域の資材置場に対して、資材の屋外における適正な保管について、最低限度の基準への適合を求め、以下のような危険の発生と生活環境の悪化の防止を図ることで、市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的として規定しています。

資材置場において想定される危険の発生と生活環境の悪化とは、以下のとおりです。

- ①近隣の円滑な交通を阻害
- ②消防活動への支障
- ③資材の倒壊
- ④人の立入り
- ⑤騒音・振動・粉じんの発生

なお、廃棄物の野外焼却、建築確認無しでの建築及び不法投棄等の違法行為につきましては、それぞれを規制する法令に基づき、関係部局と連携の上、適切に対応を図ります。

(2) 定義

条例

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 資材 廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。 以下「法」という。)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。)、再生資源(資源の有効な 利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源 をいう。)、建築用の材料その他これらに類するものとして規則で定めるものをいう。ただし、 法第17条の2第1項に規定する有害使用済機器に該当するものを除く。
 - (2) 屋外保管 屋外の一定の場所において資材の保管(資材の堆積、破砕、選別、積替えその他の作業を含む。)をすることをいう。
 - (3) 資材置場 屋外保管を行う場所をいう。
 - (4) 資材置場事業者 屋外保管を行う者をいう。

規則

(資材)

- 第2条 条例第2条第1号の規則で定めるものは、次に掲げるもののうち、市長が指定するものとする。
 - (1) 看板
 - (2) 自動車の部品
 - (3) 土木用の材料
 - (4) 建設機械の付属品
 - (5) こん包用の材料

条例第2条では、条例で使用する用語を定義しています。

(1) の資材は以下のとおりです。

廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

第2条第1項 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、 ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形 状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう。 ただし、第17条の2第1項に規定する有害使用済機器に該当するものは除きます。

再生資源

資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)

第2条第4項 この法律において「再生資源」とは、使用済物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。

建築用の材料

仮設材、組積・PC板、屋根材、建築金物、左官材、塗料、建具、ガラス、内(外)装材、避難設備器具など

規則第2条に規定する資材の代表的な事例は、以下の表のとおりです。

資材の分類	具体事例	
看板	工事看板、案内板、壁面看板 など	
自動車の部品	タイヤ、ドア、バンパー、ライト、脱着式コンテナ など	
土木用の材料	ガードレール、グレーチング、各種側溝、ます類、ヒュー	
	ム管、マンホール など	
建設機械の付属品	バケット、ゴムクローラー など	
こん包用の材料	パレット、緩衝材 など	

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項に規定する有害使用済機 器に該当するものは除きます。

- 例) ユニット形エアコン、電気冷蔵庫、テレビ(プラズマ式、液晶式、ブラウン管式)、 扇風機、デジタルカメラ、電気照明器具など
- (2)の屋外保管とは、資材置場において、資材の保管又は堆積を行うことの他に、資材 置場内において行う、破砕、選別、積替え等の作業も含むものです。
 - (3) に規定する資材置場は、屋外保管するために利用する土地を指します。

なお、重機のみが置かれている場所は資材置場には該当しませんが、作業用の重機が資材と共に置かれている場所は、当該重機の置場も含めて資材置場となります。

(4)に規定する資材置場事業者は、屋外保管を行うすべての者(条例第24条の適用除外に該当する屋外保管を除く。)を指します。

このため、条例第9条に規定する屋外保管の許可を必要としない者においても、条例第17条の保管基準への適合が必要となります。

令和4年7月に施行された川口市資材置場の設置等の規制に関する条例では、土石を規制の対象物としていましたが、令和5年5月26日に宅地造成及び特定盛土等規制法が施行され、令和7年5月26日に本市全域を宅地造成等工事規制区域に指定いたしました。

これに伴い、土石は当該法律の規制対象となったことから、本条例の対象としていません。 一定規模以上の土石の堆積や一時保管を行う場合には、法の許可が必要となりますので、 別途ご相談ください。

(3)市の責務

条例

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を推進するものとする。

2 市は、この条例の目的を達成するため、関係行政機関と連携し、市民の生活の安全の確保 及び生活環境の保全に努めなければならない。

条例第3条は、条例の運用にあたっての市の責務を明確にしています。

市は、資材の屋外における適正な保管に向け、条例に係るホームページやパンフレットなどによる周知・情報提供、屋外保管の状況を監視するためのパトロール、不適切な屋外保管に対する指導や相談、警察などの関係各所との連携といった必要な施策を推進します。

また、条例の目的を達成するため、必要な予算や人員の確保といった体制を整備しつつ、 適正な屋外保管のための啓発を実施するとともに、不法投棄や野外焼却などの他法令によ る違反を発見した場合には、関係部局と連携して問題の解消に努めます。

(4) 資材置場事業者の責務

条例

(資材置場事業者の責務)

- 第4条 資材置場事業者は、この条例の規定により適正な屋外保管を行うほか、法令等に従って 当該資材置場を適正に管理運営しなければならない。
- 2 屋外保管を行おうとする者は、屋外保管の用に供するものとして土地を譲り受け、又は使用しようとするときは、その旨を土地の所有者に説明しなければならない。
- 3 資材置場事業者は、自己の管理する資材置場に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意を もって、その解決に当たらなければならない。

条例第4条は、資材置場事業者の責務を明確にしています。

資材置場事業者(条例第24条の適用除外に該当する資材置場を除く。)は、この条例の 規定により適正な屋外保管を行うとともに、法令に従い資材置場を管理運営する必要があ ります。

また、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与するため、土地の賃貸又は売買を行う前に、屋外保管を行う旨を、土地所有者に説明しなければなりません。

資材置場事業者は、屋外保管の開始後に発生した苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たってください。

なお、条例第18条の報告の徴収や条例第19条の立入検査は、全ての資材置場を対象としていることから、資材置場が条例第17条の保管基準に適合せず、条例第4条に違反している場合にあっては、条例の施行に必要な限度において報告を求めることや立入検査をすることも想定しています。

(5)土地の所有者の責務

条例

(土地の所有者の責務)

- 第5条 土地の所有者は、屋外保管の用に供するものとして当該土地を提供しようとする場合において、当該屋外保管により市民の生活の安全の確保上又は生活環境の保全上の支障があると認める場合は、当該土地を提供することのないよう努めなければならない。
- 2 土地の所有者は、当該土地に設置された資材置場に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければならない。

条例第5条は土地所有者の責務を明確にしています。

土地所有者が、屋外保管を行おうとする者に対して、土地を提供する場合(特に賃貸借や使用貸借など)は、土地の利用方法について十分に注意し、不適切な屋外保管のおそれがあるときは、土地を提供しないよう努める必要があります。

例えば、土地の賃貸借契約を締結する際に、契約書において土地の利用目的を明確にするとともに、利用目的が資材置場であれば、契約の解除条項に「川口市資材の適正な屋外保管に関する条例に違反した場合」などの規定を設けることで、不適切な屋外保管が行われないよう努めることも一つの方法です。

また、土地所有者は、屋外保管の開始後に発生した苦情又は紛争が生じたときは、誠意を もって、その解決に当たってください。

第3条から第5条までの規定によって、屋外保管に関わる様々な者が、不適切な屋外保管の防止について、協力して取組むことで、市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与するよう努める必要があります。

(6) 事前協議

条例

(事前協議)

- 第6条 第9条第1項の許可の申請をしようとする者(以下「事業予定者」という。)は、規則で定めるところにより、当該申請に係る屋外保管に関する計画(以下「事業計画」という。)を 作成し、あらかじめ市長と協議しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による協議が終了したときは、規則で定めるところにより、その旨を書面により事業予定者に通知しなければならない。

規則

(事前協議)

- 第3条 条例第6条第1項(条例第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による協議(以下「事前協議」という。)は、条例第9条第1項の許可の申請をする前までに、条例第6条第1項に規定する事業計画(以下「事業計画」という。)に関する次に掲げる事項を記載した様式第1号の協議書を市長に提出することにより行うものとする。
 - (1) 事業予定者(条例第6条第1項に規定する事業予定者をいう。以下同じ。)の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
 - (2) 資材置場の所在地及び区域の面積
 - (3) 資材置場の使用目的
 - (4) 資材置場において保管する資材の種類
 - (5) 資材置場の構造
 - (6) 資材置場の設置に係る工事の着手予定日及び完了予定日
 - (7) 屋外保管を行う期間
 - (8) 資材置場の現場責任者(条例第10条第1項第3号に規定する現場責任者をいう。 以下同じ。)の氏名及び連絡先
 - (9) 屋外保管の実施に関する事項
- 2 前項の協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 資材置場の位置図及び付近の見取図
 - (2) 資材置場の平面図、立面図及び断面図
 - (3) 資材置場内の配置図
 - (4) 資材の運搬に用いる車両の種類及び台数を記載した書類
 - (5) 資材の搬入及び搬出の方法及び経路に関する図面
 - (6) 資材置場の用に供する土地の公図の写し及び登記事項証明書
 - (7) 事業予定者が前号の土地の所有権を有しない場合には、当該土地を使用する権原を有することを証する書類

- (8) 第6号の土地の地形及び地質の状況を明らかにする書類
- (9) 条例第7条第1項(条例第8条第2項において準用する場合を含む。次条において同
 - じ。)の規定による周辺住民等への周知に関する書類
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 条例第6条第2項(条例第8条第2項において準用する場合を含む。次条第1項において同じ。)の規定による通知は、様式第2号の通知書により行うものとする。

条例第6条は、事業予定者が行う事前協議について規定しています。(P.11 記載例参照)

新たに屋外保管を行おうとする場合や、条例第12条第1項の変更の許可申請書の提出 を行う場合には、提出に先立って「事業計画」を作成し、市長と協議しなければなりません。

「事業計画」は、規則第3条第1項第1号から第9号の事項を記載した様式第1号の協議書に、同条第2項第1号から第10号の書類及び図面を添付したものとなります。書類に明示する事項につきましては、以下のとおりです。

書類の名称	明示すべき事項	備考
資材置場の位置図及び付近	□方位	
の見取図	□道路及び目標となる地物	
資材置場の平面図	□方位、□土地の境界線、□	※区域の面積が500㎡以
	地盤高、□道路の幅員*、□	上の場合に限る。
	境界線からの離隔距離*、□	
	擁壁、□排水施設	
立面図	□資材の名称	
	□寸法	
	□囲いからの離隔距離	
断面図	□土地のり面の勾配	
資材置場内の配置図	□方位、□資材の名称、□資	
	材の高さ、□掲示板、□視認	
	性が確保される部分、□囲	
	い、□空地、□寸法	
資材の運搬に用いる車両の	□車両の種類、□台数	
種類及び台数を記載した書		
類		
資材の搬入及び搬出の方法	□使用する車両の最大寸法	縮尺 1/1500 程度の付近見取
及び経路に関する図面		図により作成すること
公図の写し		

土地の登記事項証明書		
申請に係る資材置場の用に		□土地の登記事項証明書の
供する土地の所有権を有す		写し、□土地の賃貸借契約
ること(所有権を有しない		書、□その他
場合には、使用する権原を		
有すること)を証する書類		
資材置場の地盤高、基礎地	□地盤高、□基礎地盤	
盤その他の土地の状況を記		
載した書類		
条例第7条第1項の規定に		周知に使う資料を事前に確
よる周辺住民等への周知に		認するためのもの
関する書類		

なお、本条例では第11条に資材置場の立地基準及び構造基準を規定しております。屋外保管を行おうとする場所の使用可否につきまして、事前相談を受け付けておりますので、土地の賃貸借や売買契約の締結前にご相談ください。

参考 「川口市景観計画」及び「雨水流出抑制の考え方について」

「川口市景観計画」の中で、屋外における資材の堆積行為を届出対象行為として定めています。また、良好な景観を形成するために景観形成基準を定め、緑地や塀などの基準を設けています。

条例の許可申請とともに、景観計画区域内における行為の届出書を提出する必要があります。詳しくはP.129 「屋外における資材の堆積に伴う敷地内の緑化について」をご覧ください。

また、昨今の気候変動に伴う局地的な集中豪雨などにより、多くの浸水被害が報告されており、浸水対策は全国的にも課題となっております。本市の浸水対策として、河川や下水道の整備を進めておりますが、公共施設や民間施設においても雨水の流出を抑制することで、浸水被害が発生しにくいまちづくりを全市的に取り組む必要があります。

そこで、本市では、雨水流出抑制施設の設置及び構造に係わる技術的な基準を詳細に示し、 市内の適正な雨水流出抑制を図ることを目的として、「雨水流出抑制の考え方」を広く市民 に示し、浸水対策を推進してまいりました。

資材置場においては、資材を置くため、又は作業車等の通行を円滑にするため、置場内の 土地の舗装や締固めが行われ、これにより雨水の浸透を阻害し雨水流出量を増加させるお それがあります(雨水浸透阻害行為)。雨水浸透阻害行為が進むにつれ、雨水の逃げ道がな くなると、浸水被害が発生する可能性が高まるだけでなく、その被害の程度も大きくなるこ とから、屋外保管を行う際は、「雨水流出抑制の考え方」を参考に雨水流出抑制施設を設置 し、雨水流出を抑制することによる浸水被害の発生防止にご協力をお願いします。

様式第1号

事前協議書

令和○年○月○日

(あて先) 川口市長

事業予定者 住 所 川口市○○1-1

氏 名 株式会社 〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

電話番号 048-000-1234

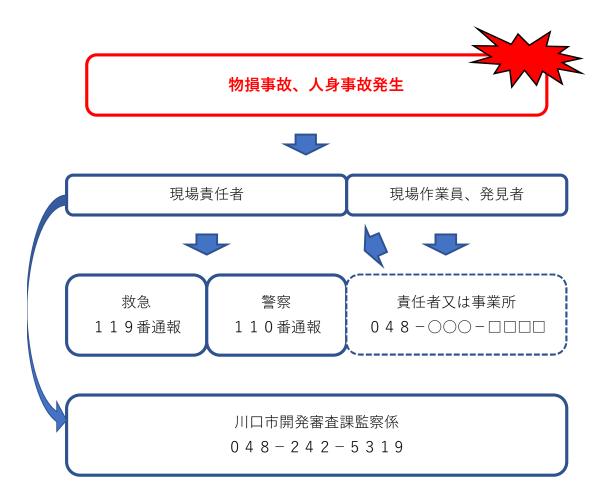
川口市資材の適正な屋外保管に関する条例第6条第1項(同条例第8条第2項又は第12条第2項 において準用する場合を含む。)の規定により、協議します。

10401 (年刊) 3 物目で目10 () 5 がたにより、				
資材置場の所在地及び区域の面積		川口市大字〇〇字〇〇1234 1,030 m²		
資材	置場の使用目的	建築工事で使用する仮設足場の保管		
資材	置場において保管する資材の種類	足場板、単管パイプ、クランプ、はしご		
資材	置場の構造	鉄板敷きの上、万能版 (Om) で区域に囲い		
	置場の設置に係る工事の着手予定日及 了予定日	令和○年○月○日~令和○年○月○日		
屋外	保管を行う期間	令和○年○月○日~令和○年○月○日		
資材	置場の現場責任者の氏名及び連絡先	00 00 048-000-1234		
	資材の保管の方法	クランプは容器に保管、その他は直に堆積		
屋外	騒音、振動及び粉じん対策の措置	屋外保管の時間以外は、大きな音が出る作業は控える カバーで覆い、保管時の粉じんの発生を防止する		
保管の	屋外保管を行う日又は曜日及び時間帯	平日8:00から18:00		
実 施 に 関 す 資材置場に関する苦情等の相談に応ず		資材ごとに分けて保管を行う 離隔距離を確保する		
関する事	資材置場に関する苦情等の相談に応ず る者の氏名及び連絡先			
質が置場の保守点検の方法		週一回(水曜日)現場責任者が点検を行う		
災害時及び事故発生時の連絡体制		連絡体制表のとおり		

○連絡体制表

記載例

緊急時連絡体制



(7) 住民への周知

条例

(住民への周知)

- 第7条 前条第1項の規定による協議が終了した事業予定者は、規則で定めるところにより、当該協議に係る屋外保管を行おうとする資材置場の周辺に居住する者その他の規則で定める者 (附則第9項において「周辺住民等」という。)に対し、事業計画の概要その他規則で定める 事項を周知させるため、個別の訪問、説明会の開催その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 2 事業予定者は、前項の措置を講じたときは、遅滞なくその概要を市長に報告しなければならない。

規則

(住民への周知)

- 第4条 条例第7条第1項の措置は、条例第6条第2項の規定による通知を受けた後、遅滞なく行わなければならない。
- 2 条例第7条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 事前協議に係る屋外保管を行おうとする資材置場の用に供する土地の区域の境界線から 100メートルの範囲内の土地の所有者及び占有者並びに当該土地上の建物の所有者 及び占有者
 - (2) 前号の資材置場の用に供する土地の属する区域の町会又は自治会の長
- 3 条例第7条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 事業予定者の連絡先
 - (2) 事前協議を行った機関の名称及び事前協議を終了した日
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 4 条例第7条第2項(条例第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による報告は、様式第3号の報告書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。
 - (1) 条例第7条第1項の規定による、周知を行った同項に規定する周辺住民等の一覧
 - (2) 事前協議に係る屋外保管を行おうとする資材置場の用に供する土地の周辺の地図に当該土地の区域の境界線から100メートルの範囲を図示した書類
 - (3) 条例第7条第1項の規定による周辺住民等への周知のために配布し、又は使用した書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

条例第7条は、事業予定者が行う住民への周知について規定しています。 条例第6条の事前協議が終了した事業予定者は、条例第9条の許可申請書の提出前に住 民への周知を行う必要があります。

対象となる住民の範囲は、資材置場の用に供する土地の境界線から100メートル以内の①土地所有者②土地占有者③建物所有者④建物占有者⑤資材置場の用に供する土地の属する町会又は自治会の長となります。

住民への周知は、原則日本語で行うこととし、住民が説明内容(事業計画の概要と事前協議が終了した日及び協議を行った機関の名称)を、理解できるよう適切に配慮することが必要です。

周知する事項は以下のとおりです。(規則第3条第1項、第4条第3項)

- (1) 事業予定者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 資材置場の所在地及び区域の面積
- (3) 資材置場の使用目的
- (4) 資材置場において保管する資材の種類
- (5) 資材置場の構造
- (6) 資材置場の設置に係る工事の着手予定日及び完了予定日
- (7) 屋外保管を行う期間
- (8) 資材置場の現場責任者の氏名及び連絡先
- (9) 屋外保管の実施に関する事項
- (10) 事前協議を終了した日及び事前協議を行った機関の名称
- (11) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

周知の方法は、原則、個別の訪問又は説明会の開催により行ってください。

この場合、①周知を受けた住民等の一覧②資材置場の用に供する土地の境界から100 メートルの範囲を記した図面③周知のために配布又は使用した書類を作成し、様式第3号 に添付し、提出してください。

なお、個別の訪問又は説明会の開催が以下のような理由により行えない場合には、ご相談ください。

- ・周辺住民の総意として、個別の訪問又は住民説明会以外の周知方法を求める旨の意 思表示がなされている場合
- ・天災、交通の途絶その他の不測の事態により個別の訪問又は説明会の開催が不可能で ある場合
- ・事業予定者以外の者により個別の訪問又は説明会の開催が故意に阻害されることによって行えない場合

(8) 事前協議の内容の変更

条例

(事前協議の内容の変更)

- 第8条 事業予定者は、第6条第2項の規定による通知を受けた後に、当該協議に係る事項を変更しようとするときは、市長と再度協議しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
- 2 前2条の規定は、前項の規定による協議について準用する。
- 3 事業予定者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更をしようとするとき、又は事業計画を 取りやめようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

規則

(事前協議に係る事項の軽微な変更等)

- 第5条 条例第8条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。
 - (1) 事業予定者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)の変更
 - (2) 資材置場の所在地の変更(地域の名称の変更又は地番の変更に伴うものに限る。)
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市民の生活の安全の確保上及び生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないと市長が認める変更
- 2 条例第8条第3項の規定による同条第1項ただし書に規定する軽微な変更に係る届出は、 様式第4号の届出書に当該変更の内容が確認できる書類その他市長が必要と認める書類を 添えて行うものとする。
- 3 条例第8条第3項の規定による事業計画の取りやめに係る届出は、様式第5号の届出書により行うものとする。

条例第8条は、事前協議が完了した後に当該協議の内容の変更を行う場合の手続、規則第5条に規定する軽微な変更を行う場合の手続、又は、事業計画を取り止める場合の手続について規定しています。

事前協議の内容の変更は、原則、市長と再度協議が必要となります。

(9) 屋外保管の許可

条例

(屋外保管の許可)

- 第9条 屋外保管を行おうとする者は、次に掲げる場合を除き、当該屋外保管を行おうとする資材置場ごとに、市長の許可を受けなければならない。
 - (1) 当該資材置場の区域の面積(区域が隣接する2以上の資材置場であって、その形状、利用状況等により一体をなしていると市長が認めるものにあっては、当該区域が隣接する資材置場の各区域の面積の合計。第11条において同じ。)が100平方メートルを超えない場合
 - (2) 当該資材置場が次のア又はイのいずれかに該当する場合
 - ア 工事を施工するために現場に設けられるものその他市民の生活の安全の確保及び生活 環境の保全に支障がないと認められるものとして規則で定めるもの
 - イ 公益性又は緊急性が高いと認められる事業の実施に必要なものとして規則で定めるもの

規則

(許可の適用除外)

- 第6条 条例第9条第1項第2号アの規則で定める資材置場は、次に掲げるものとする。
 - (1) 店舗、事務所その他これらに類する建築物に附属するもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に支障がない ものとして市長が認めるもの
- 2 条例第9条第1項第2号イの規則で定める資材置場は、次に掲げるものとする。
 - (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第1項又は第2項に規定する 応急仮設建築物の設置のために必要なものとして市長が認めたもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、公益性又は緊急性が高いと認められる事業の実施に必要なものとして市長が認めるもの

条例第9条は屋外保管の許可について規定しています。

屋外保管を行おうとする者は、屋外保管を行おうとする資材置場ごとに許可を受ける必要がありますが、一定の要件を満たす資材置場については、屋外保管の許可を得ずに、当該保管を行うことができます。

(1) 資材置場の区域の面積が100平方メートル以下のものについて

区域の面積が100平方メートル以下の資材置場は、堆積される資材の量が少なく、資材 置場から発生する危険及び生活環境への悪影響が少ないことから規制の対象としません。

どのような場合に許可を要するかについて、P.17【例図1-1】で「新たに屋外保管

を行う場合」、「条例施行後に設置された資材置場の増設を行う場合」、「条例施行以前の資材 置場を増設する場合」に分け、それぞれの具体例を挙げています。

【例図1-1】

新設

区域面積の算定方法は例図1-2をご覧ください。 新たに屋外保管を行う場合 設置許可申請の要否 100㎡以下の土地に ※保管基準を遵守する必要があ 90m² 100㎡以下の新設 ります。 100㎡を超える土地に 100㎡以下の新設 110 m ※保管基準を遵守する必要があ ります。 90m² 100㎡を超える <u>120㎡</u> 500㎡以上の 審査基準の接続先道路4m以上、 空地2m以上の審査を行います。 \circ <u>500m²</u>

条例施行後に屋	外保管を行う区域の増設を行う場合	設置許可申請の要否	備考
元の面積を含めた合計が 100㎡以下になる場合の増 設		×	※保管基準を遵守する必要があります。
元の面積を含めた合計が 100㎡を超える増設	<u>60m</u> → <u>50m</u>	0	増設により面積の合計が100㎡を 超える場合(左図の場合は110 ㎡)は増設部分のみでなく元の 資材置場の面積を含めて新規許 可申請が必要となります。
元の面積を含めた合計が 500㎡以上の増設 (増設を繰返す場合)	新規許可 変更許可 90㎡	0	増設により面積の合計が100㎡を超える場合(左図の場合は290㎡)は増設部分のみでなく元の 資材置場の面積を含めて新規許可申請が必要となります。 さらなる増設により面積の合計が500㎡以上となる場合(左図の場合は590㎡)は接続先道路4m以上、空地2m以上の審査を行いませ

条例施行以前の資	資材置場及び増設する場合	設置許可申請の要否	備考
100㎡を超える土地に 100㎡以下の既存	90m ²	以色町が平硝の安白 ×	※保管基準を遵守する必要があります。
100㎡を超える土地に 100㎡を超える既存	120m²	△ (届出によりみなし許可)	※保管基準を遵守する必要があります。 ※届出が必要です。
旧条例の許可による既存	500㎡(既存)	×	※旧条例の基準及び保管基準を 遵守する必要があります。
500㎡以上の既存に 500㎡未満の増設	500㎡ (既存) 4 300㎡	0	許可申請は原則増設する範囲 (左図の場合は300㎡) が対象と なります。
500㎡未満の既存に 500㎡以上の増設	300㎡(既存) 1	0	上記の内容に加え、審査基準の 接続先道路4m以上、空地2m以上 の審査を行います。
500㎡未満の既存に 500㎡未満で増設 (増設を繰返す場合)	新規許可 変更許可 → 200㎡ (既存) → 200㎡ (300㎡ (1 300㎡) → 300㎡ (1 300㎡	0	許可申請は原則増設する範囲 (左図の場合は200㎡) が対象となります。 さらなる増設により増設する面 積の合計が500㎡以上となる場合 (左図の場合は500㎡) は接続先 道路4m以上、空地2m以上の審査 を行います。

※新設、増設、既存について

※新設、「頃欧、既存につい、日 新設・・・令和7年10月1日以降に着手する資材置場の設置工事。 増設・・・資材置場として利用するための土地拡張。増設する場合の面積の算定にあっては新設した部分を含む。 既存・・・令和7年9月30日までに屋外保管が開始された資材置場。増設する場合の面積の算定にあっては既存部分は除外する。

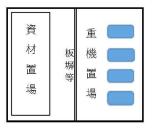
また、【例図1-2】において「面積に含めて算定する場合」、「面積に含めないで算定する場合」を挙げていますのでご覧ください。

例図1-2

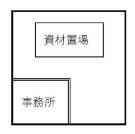
面積に含めて算定する場合(太枠で囲われた区域)



※現に資材を堆積していないが、計画上屋外保管を行う予定である場所に重機等を駐車する場合、当該駐車場所は資材置場の面積に含めて算定する。



※資材置場と重機等を駐車する場所が板塀等で明確に区分けされていても 当該重機が資材置場で使用されるものである場合 は区域面積に算入する。



※資材置場に付属する事務所は、屋外保管に必要なものと判断できることから区域面積に算入する。 (参考:規則第6条)

:車両、重機等



※駐車場を共有していた としても、当該駐車場所 が屋外保管を行う予定の 場所であれば一団の土地 として面積に算定される。 (資材置場a,bのいずれ かの面積に算入するかは 計画による。)



※4mの公道等から自主 的にセットバックした 部分に屋外保管を行う 場合には一団の土地に 含む場合があります。

面積に含めないで算定する場合



※資材置場に隣接する 月極駐車場等で屋外保 管を行わないことが明 らかなもの。



※資材置場の搬入・搬出のために利用される駐車場であっても4m以上の公道により土地が離れているもの。



※資材置場に隣接する 倉庫等で当該敷地内で 屋外保管を行わないこ とが明らかなもの。 屋外保管が「一団の土地」の区域で行われる場合(面積が100平方メートル以下の資材 置場であっても、複数の資材置場が隣接し、出入口や資材の搬入のための通路(公道に接す る通路)を共有している場合など)は、資材置場から生ずる危険及び生活環境への悪影響に ついては、単独の土地の面積で判断するよりも、「一団の土地」の面積で判断する方が適切 であることから、そのような場合は、「一団の土地」の面積により、許可の要否を判断しま す。

当該土地が「一団の土地」に該当するか否かは、それぞれの土地の位置関係や利用方法を 審査基準1により判断します。

審査基準1 一団の土地 【例図2】

一団の土地とは、次のア、イ又はウに該当する部分が、それぞれ一連した区域(ただし、おおむね10メートル以上離れた隔地は一連の区域とはみなさない)。

- ア 資材置場を利用するために設ける共用の通路等
- イ 資材置場として利用するために造成、掘削又は整備を行う土地
- ウ 審査基準2の一体的な利用をする土地

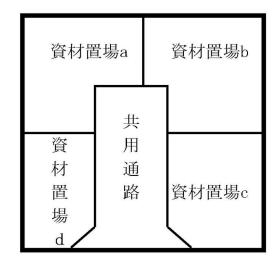
資材の堆積のために利用する資材置場内の通路は、資材の堆積場所とはならないものの、 屋外保管に伴い当然必要となることから資材置場の面積として算定します。共用通路についても各資材置場の屋外保管に必要となることから、同様に各資材置場の面積として算定します。

また、当該土地の位置関係や利用方法が審査基準1に該当しない場合であっても、資材置場事業者の状況等から「一体的な利用」がなされていると判断される場合は、当該土地は「一団の土地」に該当します。当該土地において「一体的な利用」がなされているか否かは、審査基準2により判断します。

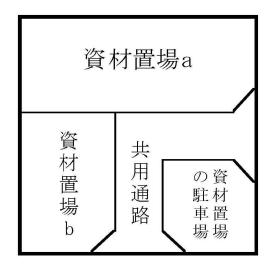
【例図2】

一団の土地となる例

一団の土地となる場合の許可申請については、それぞれの資材置場の設置者が申請することとなります。また、共用の通路を設ける場合は各資材置場の面積に共用の通路部分の面積を加えて申請してください。(左下の図ではa+共用通路、b+共用通路、c+共用通路、d+共用通路)



※資材置場を利用するために設ける共用の 通路は一団の土地の区域に含む

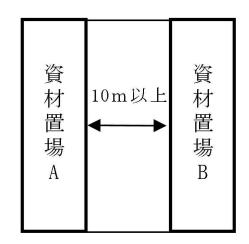


※共用通路により分断される土地であっても、 資材置場のための駐車場の造成は一団の土地 の区域に含む

資材置場a 資材置場b 共 用 通 路 資材置場c 場

※共用通路を利用しない資材置場であって も、審査基準2一体的な利用に該当する場 合は一団の土地に含む

一団の土地とならない例



※設置者が同じである資材置場A及び資材置 場Bが10m以上離れているもの

審査基準2 一体的な利用 【例図3】

一体的な利用については、次のア、イの事項を総合し、社会通念に照らして客観的に判断する。

ア 資材置場事業者の状況

資材置場事業者が親族、役員、従業員、グループ企業、関連会社、持ち株会社(ホールディングス傘下含む。)その他密接な人的、資本的関係を有する同一の者が屋外保管を行っていると判断できることが確認できる状況をいいます。

イ 不動産の権利形態

ア 資材置場事業者の状況について

主体が異なる行為は、通常それぞれの独立した別個の行為と認定されます。しかし、形式的には異なる者によるそれぞれの行為であっても、資材置場事業者について、一体とみなすべき密接な関係が認められ、社会通念上、当該複数の者による共同行為、すなわち一体の行為としてとらえる場合があります。

イ 不動産の権利形態について

隣接した土地において屋外保管が期間を異にして行われる場合に、それぞれの行為が、独立したものであるか、あるいは一体のものであるかは、各行為が、ひとつの計画に基づくものであるか否かによって判断されるべきものであると考えられます。この計画的な一体性は、主体が一般の個人であるのか、又は屋外保管を業とするものであるのか、あるいは、その土地は新たに購入したものであるのか、又は相続したものであるのか等、諸般の事情を総合的に勘案して判断します。

【例図3】

戸	所有者		所有者	
	A		В	
屋夕	屋外保管者		屋外保管者	
	С		D	
所有者	f A氏		B氏	
屋外保管	学者 C氏 (又は)	去人)	D氏(又は法人)	
		·	-	•

「一団の土地」については審査基準1及び2を総合的に精査し判断します。

「審査基準2 一体的な利用」について所有者や屋外保管を行う者がア 又はイに該当しない場合には一体的な利用はないものとみなしますが、上 図のA、B、C及びDの中で隣接する者が審査基準2のア又はイに該当する場 合には一体的な利用があるものとして判断します。

なお、審査基準2に該当しない場合であっても、「審査基準1 一団の 土地」アに該当する場合には一団の土地に該当するものと判断します。 (2) 条例第9条第1項第2号アに規定する、工事を施工するために現場に設けられるものについて

主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する資材やその付近に一時的に資材置場として使用される場合は、許可の適用除外としています。ただし、請負契約図書、工事施工計画書等で、工事を施工するために現場に設けられる資材置場として位置付けられたものに限ります。

(3) 規則第6条第1項に規定する、店舗、事務所その他これらに類する建築物に附属するもの

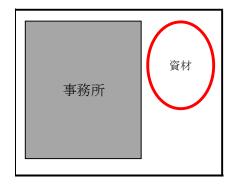
建築物に附属するものは、【例図4】の左側の図のように建築物より保管する資材の面積 が小さい場合を想定しています。

その一方で、【例図4】右側の図のようにリース会社、材木店又はホームセンター等は、 建築物より資材の保管場所の面積が大きいことがありますが、リース会社等は人が常駐し 適切な管理が行われ、不適切な屋外保管のおそれがないことからそもそも規制対象とする 必要のないものとして整理しています。

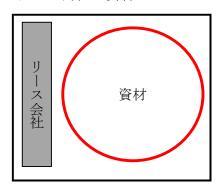
なお、人が常駐していても、資材置場の規模に対して小さい事務所等がある場合は許可対象となります。

【例図4】

事務所>資材



リース会社<資材



- (3-1) 不適切な屋外保管のおそれのないものとして市長が認めたもの上記の外形的に明らかなものを除き、事前に市長が認めることとなります。
- (4) 規則第6条第2項に規定する建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条 第1項又は第2項に規定する応急仮設建築物の設置のために必要なものとして市長が認め たもの

□建築基準法第85条第1項及び第2項

(仮設建築物に対する制限の緩和)

- 第85条 非常災害があつた場合において、非常災害区域等(非常災害が発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものをいう。第87条の3第1項において同じ。)内においては、災害により破損した建築物の応急の修繕又は次の各号のいずれかに該当する応急仮設建築物の建築でその災害が発生した日から一月以内にその工事に着手するものについては、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、防火地域内に建築する場合については、この限りでない。
- 一 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築するもの
- 二 被災者が自ら使用するために建築するもので延べ面積が30平方メートル以内のも の
- 2 災害があつた場合において建築する停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物又は工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物については、第6条から第7条の6まで、第12条第1項から第4項まで、第15条、第18条(第25項を除く。)、第19条、第21条から第23条まで、第26条、第31条、第33条、第34条第2項、第35条、第36条(第19条、第21条、第26条、第31条、第33条、第34条第2項及び第35条に係る部分に限る。)、第37条、第39条及び第40条の規定並びに第三章の規定は、適用しない。ただし、防火地域又は準防火地域内にある延べ面積が五十平方メートルを超えるものについては、第62条の規定の適用があるものとする。
- (4-1) 規則第6条第2項に規定する、公益性又は緊急性が高いと認められる事業の実施に必要なものとして市長が認めたもの

ワクチン接種仮設会場の設置等のための資材置場のような緊急性があるもの、又は、屋外保管の適正化を上回る公益性があると市長が認めた場合は、許可の適用除外としています。

(9) 屋外保管の許可

条例

(屋外保管の許可)

第9条

- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所 在地)
 - (2) 資材置場の所在地及び区域の面積
 - (3) 資材置場において保管する資材の種類
 - (4) 資材置場の構造
 - (5) 資材の保管の方法
 - (6) 火災予防上の措置
 - (7) 騒音又は振動の防止その他生活環境の保全のために講ずる措置
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 資材置場の位置図及び付近の見取図
 - (2) 資材置場の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
 - (3) 資材置場内の配置図
 - (4) 資材の搬入及び搬出の方法及び経路に関する図面
 - (5) 申請に係る資材置場の用に供する土地の所有権を有すること (所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること) を証する書類
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める書類
- 4 第1項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して5年とし、同項の許可は、5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 5 前項の更新の申請があった場合において、同項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 6 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

規則

(許可の申請等)

第7条 条例第9条第2項の申請書の様式は、様式第6号のとおりとする。

2 条例第9条第2項第8号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 屋外保管を行う期間
- (2) 資材置場の現場責任者の氏名及び連絡先
- (3) 条例第17条第6号に規定する資材置場に関する苦情等の相談に応ずる者(以下「苦情等の相談に応ずる者」という。)の氏名及び連絡先
- (4) 前3号に掲げるもののほか、屋外保管の実施に関する事項で市長が必要と認めるもの
- 3 条例第9条第3項第6号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 第3条第2項第4号、第6号及び第8号に掲げる書類
 - (2) 申請者が個人の場合にあっては、住民票の写し
 - (3) 申請者が法人の場合にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
 - (4) 申請者が条例第10条第1項第2号アからエまでのいずれにも該当しない旨の誓約書
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 4 条例第9条第4項の規定による許可の更新を受けようとする者は、様式第6号の申請書を 市長に提出しなければならない。
- 5 前項の申請書には、条例第9条第3項第1号から第5号までに掲げる書類及び第3項各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認めるときは、一部の書類の添付を省略することができる。

条例第9条第2項に規定する様式第6号の申請書の記載につきましては、P.27の記載例を参照してください。

また、規則第7条第2項第4号に規定する、屋外保管の実施に関する事項で市長が必要と認めるものとは、固形や液状などの屋外保管を実施する上で必要となる資材の性状等について、市長が必要と認める場合に記載する事項となります。

このため、条例第11条や第17条等に規定する基準以外の規制を、市長が必要と認める ものとして当該事項で規制を行うものではありません。

屋外保管許可申請書(新規・更新)

令和○年○月○日

(あて先) 川口市長

申請者 住 所 川口市青木1丁目〇〇一〇〇

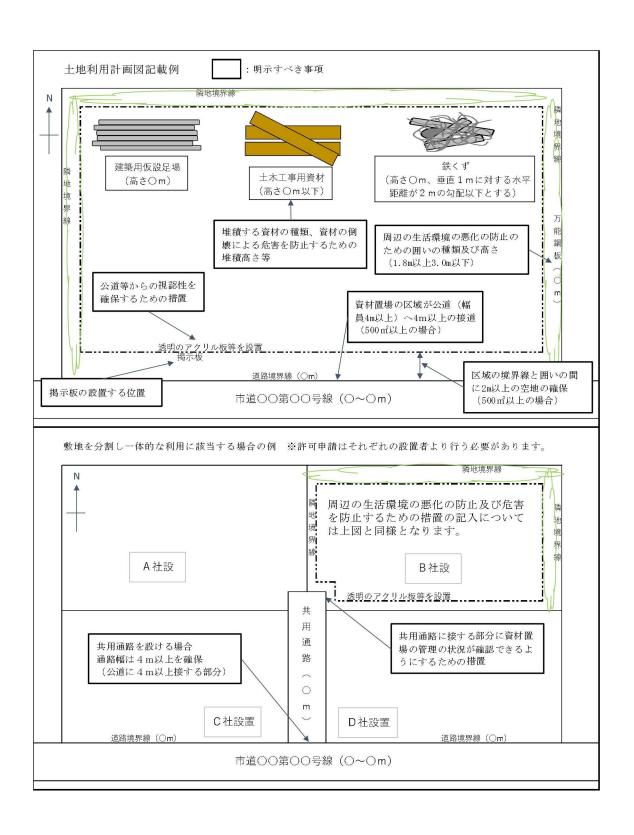
氏 名 株式会社△△△

代表取締役 川口 太郎

電話番号 048-○○○-1234

川口市資材の適正な屋外保管に関する条例第9条第1項(第4項)の規定により、屋外保管の許可 (許可の更新)を受けたいので、次のとおり申請します。

(百丁	(計刊の支利) を支げたいので、依のとおり申請します。			
資材置場の所在地及び区域の面積		川口市大字〇〇字〇〇1234 1,000 m²		
資材	置場において保管する資材の種類	足場板、単管パイプ、クランプ、はしご		
資材	置場の構造	鉄板敷きの上、万能鋼板(○m)で区域に囲い		
資材	置場の現場責任者の氏名及び連絡先	川口 一郎 048-000-1234		
屋外	保管を行う期間	令和○年○月○日~令和○年○月○日		
屋	資材の保管の方法	クランプは容器に保管、その他は直に堆積		
外保管の	火災予防上の措置	資材ごとに分けて保管を行う。 離隔距離を確保する。		
屋外保管の実施に関する事項	騒音又は振動の防止その他生活環境の 保全のために講ずる措置	屋外保管の時間以外は、大きな音が出る作業は 控える。 カバーで覆い、保管時の粉じんの発生を防止する。		
事項	資材置場に関する苦情等の相談に応ず る者の氏名及び連絡先	川口 二郎 048-000-5678		
	その他必要な事項			



条例第9条第3項及び規則第7条第2項について(下記参照)

	明示すべき事項	借 孝
書類の名称		備考
資材置場の位置図及び付近	□方位	
の見取図	□道路及び目標となる地物	
資材置場の平面図	□方位、□土地の境界線、□地	※区域の面積が500m ²
	盤高、□道路の幅員*、□境界線	以上の場合に限る。
	からの離隔距離※、□擁壁、□排	
	水施設	
立面図	□資材の名称、□寸法	
	□囲いからの離隔距離	
断面図	□土地のり面の勾配	
構造図	□擁壁の寸法及び勾配、□擁壁	□大臣認定書(大臣認定
	の材料の種類及び寸法、□裏込	擁壁の場合)
	めコンクリートの寸法、□透水	
	層の位置及び寸法、□擁壁を設	
	置する前後の地盤面、□基礎地	
	盤の土質並びに基礎ぐいの位	
	置、材料及び寸法	
設計計算書	□擁壁の概要、□構造計画、□	
	応力算定及び断面算定	
資材置場内の配置図	□方位、□資材の名称、□資材	
	の高さ、□掲示板、□視認性が	
	確保される部分、□囲い、□空	
	地、□寸法	
資材の搬入及び搬出の方法	□使用する車両の最大寸法	縮尺 1/1500 程度の付近
及び経路に関する図面		見取図により作成
申請に係る資材置場の用に		□土地の登記事項証明書
 供する土地の所有権を有す		の写し、□土地の賃貸借
ること(所有権を有しない		契約書、□その他
 場合には、使用する権原を		
有すること)を証する書類		
住民票の写し		個人の場合
定款又は寄附行為の写し及		法人の場合
び登記事項証明書		
誓約書		参考様式参照
○2の仲士長ぶ辺以り書籍に		- • • • • • • • • • • • • • • • • • • •

[○]その他市長が認める書類について

条例第6条に規定する事前協議の結果、上記以外の書類や図面を求める場合があります。

(10) 許可の基準等

条例

(許可の基準等)

- 第10条 市長は、前条第1項の許可の申請が次の各号(同条第4項の許可の更新の場合 にあっては、第4号を除く。)のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条第1項の 許可をしてはならない。
 - (1) 次条に規定する基準並びに第17条第2号(アを除く。)、第3号(アを除く。)及び 第4号から第6号までに掲げる基準に適合していること。
 - (2) 前条第1項の許可の申請をした者(以下この項において「申請者」という。)が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5年を経過しない者
 - ウ 法その他生活環境の保全を目的とする法令で規則で定めるもの、建築基準法(昭和25年法律第201号)若しくは宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)若しくはこの条例若しくはこれらの法令若しくはこの条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。)に違反したことにより、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - 工 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員 又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (3) 当該申請に係る資材置場において、屋外保管を適正に管理するための現場責任者を置くこと。
 - (4) 申請者が、当該申請に係る資材置場について第7条第2項(第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による報告をしていること。ただし、第7条第1項ただし書(第8条第2項において準用する場合を含む。)の場合は、この限りでない。
- 2 市長は、前条第1項の許可に、市民の生活の安全の確保上又は保全上必要な条件を付することができる。
- 3 前条第1項の許可を受けた者(以下「資材置場許可事業者」という。)は、当該許可に係る 資材置場の設置等の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、市長に必要な事項を 記載した届出書を提出して検査を受け、当該資材置場が次条に規定する基準並びに第17 条第2号(アを除く。)、第3号(アを除く。)及び第4号から第6号までに掲げる基準に適 合していると認められた後でなければ、屋外保管を行ってはならない。

(生活環境の保全を目的とする法令)

第8条 条例第10条第1項第2号ウの規則で定める法令は、次に掲げるものとする。

- (1) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)
- (2) 騒音規制法 (昭和43年法律第98号)
- (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)
- (4) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)
- (5) 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)
- (6) 振動規制法 (昭和51年法律第64号)
- (7) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号)
- (8) ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)
- (9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律 第65号)
- (10) 埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号)
- (11) 埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例(令和6年埼玉県条例第34 号)

条例第10条は、許可の基準等について規定しています。

市長は、条例第9条第1項の許可申請があった場合、条例第10条第1項各号に適合していると認めるときでなければ許可してはなりません。

当該各号に規定する事項は以下のとおりです。

- ・条例第11条に規定する立地基準及び構造基準に適合していること
- ・条例第17条に規定する保管基準のうち、アを除く第2号及び第3号、第4号から第6号に適合していること
- ・破産手続きの開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと
- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者に該当しないこと
- ・条例第10条第1項第2号ウ及び規則第8条に規定する、法律または条令に基づく処分等により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者に該当しないこと
- ・屋外保管を適正に管理するための現場責任者を配置していること
- ・条例第7条第2項に規定する、周辺住民への周知が完了した旨の報告をしていることまた、市長は、条例第10条第1項の許可をするにあたり、市民の生活の安全の確保上又は生活環境の保全上必要な条件を付することができます。当該条件が付された場合には、様式第7号の「3 許可の条件」及び様式第8号「2 許可の条件」にそれぞれ記載しますので、当該条件を遵守してください。

(許可等の通知)

- 第9条 市長は、条例第9条第2項の申請書の提出があった場合において、同条第1項の許可をしたときは、当該申請をした者に様式第7号の通知書により通知するとともに、様式第8号の許可証を交付するものとする。
- 2 市長は、条例第9条第2項の申請書の提出があった場合において、同条第1項の許可をしないときは、様式第9号の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。
- 3 前2項の規定は、第7条第4項の申請書の提出があった場合について準用する。

条例第9条の規定による申請について、条例第10条の許可の基準等に照らして審査し、その結果を規則の様式第7号(許可)又は第9号(不許可)にて通知します。また、許可をした場合には、様式第8号の屋外保管許可証を発行いたします。なお、条例第10条第2項の規定によって条件が付された場合は、様式第7号の「3 許可の条件」及び様式第8号「2 許可の条件」にそれぞれ記載しますので、当該条件を遵守する必要があります。

条例第9条に係る申請から許可・不許可の結果を通知するまでの標準処理期間については、30日となりますが、詳細についてはP.128の資材置場の設置等の許可に係る標準処理期間を参照してください。

規則

(工事完了の届出等)

- 第10条 条例第10条第3項の届出書の様式は、様式第10号のとおりとする。
- 2 市長は、条例第10条第3項の規定による検査の結果、当該資材置場が条例第11条に 規定する基準並びに条例第17条第2号(アを除く。)、第3号(アを除く。)及び第4号 から第6号までに掲げる基準に適合していると認めるときは、様式第11号の通知書により当 該検査に係る届出をした者に通知するものとする。

許可を受けた者が、条例第9条の屋外保管に係る工事を完了したときは、様式第10号により届出をする必要があります。この届出により行われる資材置場の使用前検査の結果、条例第11条及び条例第17条の基準に適合していることの確認が行われなければ、屋外保管を開始することは出来ません。また、基準に適合していると認められるときには、様式第11号の通知書により通知します。なお、当該規定に基づく報告をせずに、屋外保管を開始した場合は、条例第27条に規定する罰則の対象となります。

(11) 資材置場の立地基準及び構造基準

条例

(資材置場の立地基準及び構造基準)

- 第11条 資材置場(第9条第1項の許可を要するものに限る。)の場所は、次に掲げる基準 に適合しなければならない。
 - (1) 資材置場(その区域の面積が500平方メートル未満のものを除く。)の区域が、規則で定める方法により、幅員4メートル以上の公道でその両端が当該公道の幅員以上の幅員を有する公道に接続しているものに接していること。ただし、その周囲の状況により交通及び市民の生活の安全の確保に支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。
 - (2) 資材置場の場所の土地の地形及び地質が市民の生活の安全の確保上及び生活環境 の保全上の支障がないものであること。
- 2 資材置場(第9条第1項の許可を要するものに限る。)の構造は、次に掲げる基準に適合 しなければならない。
 - (1) 資材置場の区域の境界の内側に、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲い (規則で定めるものに限る。) が設けられていること。ただし、その周囲の状況により立入りの 防止及び市民の生活の安全の確保に支障がないと市長が認める場合は、その全部又は一部を設けないことができる。
 - (2) 屋外保管をする資材の荷重が前号の囲いに直接かかり、又はかかるおそれがある構造である場合は、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。
 - (3) 資材置場(その区域の面積が500平方メートル未満のものを除く。)の区域の境界と第1号の囲いとの間に、2メートル以上の空地を設けること。ただし、その周囲の状況により市民の生活の安全の確保に支障がないと市長が認める場合は、その全部又は一部を設けないことができる。

規則

(資材置場の立地基準及び構造基準)

- 第11条 条例第11条第1項第1号の規則で定める方法は、次の各号のいずれかに掲げる 方法とする。
 - (1) 資材置場の区域が条例第11条第1項第1号に規定する公道に4メートル以上有効に 接していること。
 - (2) 資材置場の区域が条例第11条第1項第1号に規定する公道に通ずる通路(幅員4メートル以上のものに限る。)に4メートル以上有効に接していること。

条例第11条は資材置場が適合しなければならない立地基準及び構造基準について規定しています。

立地基準及び構造基準は、次に示す審査基準3~審査基準8において、それぞれ審査します。

審查基準3 接続先道路(立地)

- ① 接続先道路は、幅員4メートル以上の公道で、その両端が主要な道路まで当該公道以上の幅員を有し、又は車両の通行に支障のない構造の道路であること。
- ② 必要な道路幅員は認定及び現況幅員とする。なお、市に管理移管されていない道路 後退部分を道路として取扱う場合は、その箇所を道路として整備し、土地所有者から 土地寄附採納されれば、接続先道路とすることができる。

①について

「主要な道路」とは、全線において9.0メートル以上の幅員を有する以下の国県道をいいます。

また、接続先道路は主要な道路から資材置場の区域に接する範囲まで審査基準3にかかる幅員を有している必要があります。

- ・国道第122号線
- · 国道第298号線
- · 県道川口上尾線
- · 県道台東川口線
- · 県道練馬川口線
- · 県道川口停車場線
- 県道川口草加線
- ・県道東京鳩ヶ谷線
- 県道東京川口線
- 県道川口蕨線
- 県道足立川口線
- 県道根岸本町線

なお、川口市道の幅員は建設部道路管理課にて確認してください。

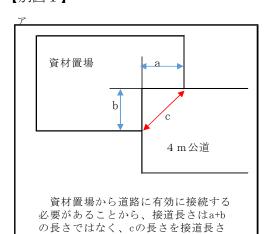
審査基準4 資材置場の区域が4メートル以上接するもの(立地)

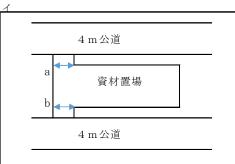
資材置場の区域(500平方メートル以上の場合に限る。)が次のア〜ウに該当する場 合の接道長さは、次の【別図1】により判断する。

- ア 不整形地
- イ 路地状敷地
- ウ 審査基準1 一団の土地

【別図1】

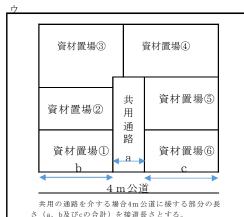
とする。





資材置場から道路に有効に接続する必要がある ことから、接道長さはa+bの長さではなく、a又はbの長さをそれぞれ接道長さとする。

従って、a+bが4m以上であっても、a、bのどち らも4m未満の場合は「資材置場の区域が、公道 に4メートル以上接するもの」とは言えない。



さ (a、b及びcの合計) を接道長さとする。 また共用通路を設けた資材置場の設置等の場合に

は、共用通路の幅は4m以上確保すること。

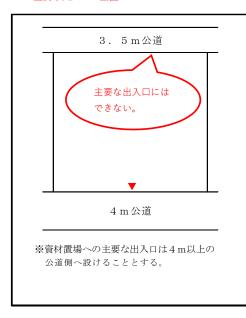
路地状敷地の考え方 2 m 路地の幅員は4m以上で 狭まることがないようにする。 4 m 公道 ※路地状敷地の場合、道路からの路地の幅員は 4m以上で通り抜けること。

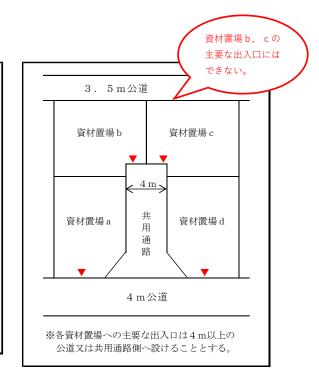
審査基準5 主要な出入口(立地) 【別図2】

- ① 資材置場の区域が接する公道 (条例第11条第1項14号に規定する公道) に主要な出入口を設けること。
- ② 主要な出入口が幅員4メートル以上の通路である場合には、当該通路が、資材置場の区域が接する公道(条例第11条第1項14号に規定する公道)に有効に通じ、接していること

【別図2】

▼:主要な出入口の位置





審査基準6 資材置場の土地の地形及び地質(立地)

- ① 資材置場の土地が、崖地ではないこと
- ② 資材置場の地質が軟弱である場合にあっては、改良等の必要な措置が講じられていること

審査基準7 囲い (構造)

資材置場の区域の内側に高さ1.8メートル以上3.0メートル以下の囲い(板塀等)が設けられていること

囲いは鋼製パネル、プラスチック製パネル、防音パネル等を使用し、みだりに人が立ち入ることを防止することができるものとしてください。

なお、当該囲いに、資材の荷重が直接かかり、又は、かかるおそれがある場合には、構造 耐力上安全な囲い(擁壁など)とする必要があります。

審査基準8 空地(構造)

資材置場の区域(500平方メートル以上の場合に限る。)の境界と、条例第11条第2項第1号の囲いとの間に、2メートル以上の空地が設けられていること

(12) 変更の許可等

条例

(変更の許可等)

- 第12条 資材置場許可事業者は、第9条第2項第2号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。
- 2 第6条から第8条まで及び第10条の規定は、前項の許可について準用する。この場合にお いて、第6条第1項中「第9条第1項」とあるのは「第12条第1項」と、「者(以下「事業予 定者」とあるのは「第9条第1項の許可を受けた者(以下「資材置場許可事業者」と、「屋外 保管」とあるのは「屋外保管の変更」と、同条第2項、第7条並びに第8条第1項及び第3 項中「事業予定者」とあるのは「資材置場許可事業者」と、第7条第1項中「前条第1項」とあ るのは「第12条第2項において読み替えて準用する前条第1項と、第8条第1項中「第6 条第2項」とあるのは「第12条第2項において読み替えて準用する第6条第2項」と、同条 第2項中「前2条」とあるのは「第12条第2項において読み替えて準用する前2条」と、「前 項にあるのは「同項において読み替えて準用する前項に、第10条第1項及び第2項中「前 条第1項」とあるのは「第12条第1項」と、同条第1項中「各号(同条第4項の許可の更 新の場合にあっては、第4号を除く。)」とあるのは「各号」と、同項第4号中「第7条第2項 ()とあるのは「第12条第2項において読み替えて準用する第7条第2項(第12条第2 項において読み替えて準用する」と、同号ただし書中「第7条第1項ただし書(」とあるのは「第 12条第2項において準用する第7条第1項ただし書(第12条第2項において読み替えて 準用すると、同条第3項中「前条第1項の許可を受けた者(以下「資材置場許可事業者」と いう。)」とあるのは「資材置場許可事業者」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、資材置場許可事業者は、一部の種類の資材の保管をやめたとき、又は規則で定める軽微な変更をしたときは、規則で定めるところにより、変更をした日から起算して10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。
- 4 資材置場許可事業者は、屋外保管を廃止したときは、規則で定めるところにより、廃止をした 日から起算して10日以内にその旨を市長に届け出るとともに、規則で定める基準に従い、市 民の生活の安全の確保上又は生活環境の保全上必要な措置を講じなければならない。

(変更の許可の申請等)

- 第12条 条例第12条第1項の規定による変更の許可を受けようとする者は、様式第12号 の申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、条例第9条第3項第1号から第5号までに掲げる書類のうち変更しようとする事項に係るものを添付しなければならない。
- 3 第9条第1項及び第2項の規定は、第1項の申請書の提出があった場合について準用する。

規則

(準用)

第13条 第3条から第5条まで及び第10条の規定は、前条第1項の変更の許可について 準用する。

条例第12条第1項は、条例第9条第1項の許可を受けた後に、条例第9条第2項第2号から第7号に掲げる事項について、変更があった場合の手続きについて規定しています。 変更の手続きは、新規の許可申請と同様の手続きを踏まえることとなります。

書類の名称		;	明示すべき事項	備考
(1)	資材置場の位置図及び		□方位	
	付近見取図		□道路及び目標となる地物	
(2)	資材置場の	平面図	□方位、□土地の境界線、□地盤高、	※区域の面積が
	平面図、立面		□道路の幅員*、□境界線からの離隔	500㎡以上の
	図、断面図、		距離*、□擁壁、□排水施設	場合に限る。
	構造図及び	立面図	□資材の名称、□寸法、□囲いからの	
	構造計算書		離隔距離	
		断面図	□土地のり面の勾配	
		構造図	□擁壁の寸法及び勾配、□擁壁の材料	□大臣認定書(大
			の種類及び寸法、□裏込めコンクリー	臣認定擁壁の場
			トの寸法、□透水層の位置及び寸法、	合)
			□擁壁を設置する前後の地盤面、□基	
			礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、	
			材料及び寸法	
		構造計	□擁壁の概要、□構造計画、□応力算	

		算書	定及び断面算定	
(3)	資材置場内の配置図		□方位、□資材の名称、□資材の高さ、	
			□掲示板、□視認性が確保される部	
			分、□囲い、□空地、□寸法	
(4)	資材の搬入及	び搬出の	□使用する車両の最大寸法	縮尺 1/1500 程度
	方法及び経路	に関する		の付近見取図に
	図面			より作成するこ
				ک
(5)	申請に係る資	材置場の		□土地の登記事
	用に供する土	地の所有		項証明書の写し、
	権を有するこ	と(所有		□土地の賃貸借
	権を有しない	ハ場合に		契約書、□その他
	は、使用する	権原を有		
	すること)を	証する書		
	類			

- (一部の種類の資材の保管の取りやめの届出)
- 第14条 条例第12条第3項の規定による一部の種類の資材の保管の取りやめの届出は、 様式第13号の届出書により行うものとする。
- 2 前項の届出書には、当該届出に係る資材の保管の取りやめ後の資材置場内の配置図を添付するものとする。

規則

(許可を受けた事項に係る軽微な変更等)

- 第15条 条例第12条第3項の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。
 - (1) 資材置場許可事業者(条例第10条第3項に規定する資材置場許可事業者をいう。 以下同じ。)の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる 事務所の所在地)の変更
 - (2) 相続その他の一般承継による資材置場許可事業者の変更
 - (3) 資材置場の所在地(地域の名称の変更又は地番の変更に伴うものに限る。)
 - (4) 条例第17条第2号ウの掲示板の位置の変更
 - (5) 資材置場内における資材を保管する位置、資材の保管の方法等の変更であって、市民の 生活の安全の確保上及び生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないと市長が認める もの
 - (6) 資材置場の現場責任者の変更
 - (7) 苦情等の相談に応ずる者の変更
- 2 条例第12条第3項の規定による軽微な変更に係る届出は、様式第14号の届出書に当該変更の内容が確認できる書類その他市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

条例第12条第3項は、一部の種類の資材の保管をやめたとき、又は、軽微な変更をしたときについて規定しています。

○許可を受けた者の一般承継人に基づく地位の承継

一般承継においては、当該許可のみならず資材置場における権利等が包括的に承継されるものであり、承継前と変わらずそのまま運営がなされることが多いと想定されることから、承継に係る手続きは届出のみとしています。承継と合わせて資材置場の設置等の計画に変更が生じる場合は、この規定による届出をしていただくとともに、条例第12条に規定する変更の手続きをする必要があります。

なお、この場合の届出において、条例第10条第1項第2号アからエに該当した場合、

許可の取消しとなります。

○資材の保管の方法(変更後においても条例第17条第3号イの基準に適合することが明らかな場合)

基準に適合することが明らかな場合とは、条例第6条の規定により行う事前協議において資材の堆積の高さが2mと定めたものを当該協議で定めた高さより低くする場合等をいいます(条例第17条に規定する保管基準に適合している場合であっても、当該協議において資材の堆積高さを1.8mと定めたものを高くする場合や擁壁等を設置する場合は、基準に適合することが明らかな場合との判断は出来ないため変更許可の申請が必要となります。)。

一部の種類の資材の保管をやめたときには様式第13号を、軽微な変更をしたときには様式第14号に、規則で定める書類を添付し、当該事実のあった日から10日以内に届け出てください。

なお、この規定に基づく届出をしない場合や虚偽の届出をした場合は、条例第30条に 規定する過料の対象となります。

	軽微な変更	書類の名称	備考
(1)	資材置場許可事業者の氏名	個人の場合:□住民票の写し、□誓	
	及び住所(法人にあっては、	約書	
	その名称及び代表者の氏名	法人の場合:□定款又は寄附行為	
	並びに主たる事務所の所在	の写し、□登記事項証明書	
	地)		
(2)	相続その他の一般承継によ	個人の場合:□被相続人から相続	
	る資材置場許可事業者の変	人までの連続した戸籍謄本	
	更	法人の場合:□定款又は寄附行為	
		の写し、□登記事項証明書	
(3)	資材置場の所在地	□地域の名称又は地番の変更を証	地域の名称又
		する書類	は地番の変更
			に伴う変更に
			限る。
(4)	条例第17条第2項ウの掲	□変更後の掲示板の位置を記した	
	示板の位置	資材置場内の配置図	
(5)	資材置場内における資材を	変更後の資材の保管の方法に係る	変更後におい
	保管する位置、資材の保管の	□平面図、□立面図	ても条例第1
	方法等の変更であって、市民		7条第3号イ
	の生活の安全の確保上及び		の基準に適合
	生活環境の保全上の支障が		することが明

	生ずるおそれがないと市長		らかなものに
	が認めるもの		限る。
(6)	資材置場の現場責任者の変	□変更後の資材置場の現場責任者	
	更	の氏名及び連絡先を記した書類	
(7)	苦情等の相談に応ずる者の	□変更後の資材置場に関する苦情	
	変更	等の相談に応ずる者の氏名及び連	
		絡先を記した書類	

[※]明示すべき事項は規則第12条(P.39)を参照してください。

(廃止の届出)

第16条 条例第12条第4項の規定による届出は、様式第15号の届出書により行うものとする。

規則

(廃止の基準)

- 第17条 条例第12条第4項及び条例第16条第3項の規則で定める基準は、次のとおりする。
 - (1) 屋外保管がされていないこと。
 - (2) 資材置場の構造物が市民の生活の安全の確保上及び生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないと市長が認める状態であること。

条例第12条第4項は、屋外保管を廃止する場合について規定しています。

屋外保管を廃止したとき時には、規則第17条に規定する基準に従い、廃止する必要があります。

また、屋外保管を廃止したときは、廃止したときから10日以内に様式第15号の届出書を提出してください。

なお、この規定に基づく届出をしない場合や虚偽の届出をした場合は、条例第30条に規定する過料の対象となります。

(13) 許可を得た者以外の屋外保管の禁止

条例

(許可を得た者以外の屋外保管の禁止)

第13条 資材置場許可事業者は、第9条第1項の許可に係る資材置場において、当該資材 置場許可事業者以外の者に、屋外保管を行わせてはならない。

条例第13条は、許可を得た者以外の者の屋外保管を禁止することを規定しています。本条例は、屋外保管を行う者が、屋外保管を行う場所ごとに許可を得る必要があります。例えば、屋外保管の許可を受けたAの協力会社Bが、Aの資材置場内で屋外保管を行う場合には、協力会社Bが屋外保管の許可を受ける必要があります。この許可を受けずに、屋外保管を行っている場合には、無許可で屋外保管を行っているものとして、条例第26条の罰則の対象となります。

なお、上記の例の場合において、屋外保管の許可を受けたAの資材置場内で、協力会社B が許可申請を行う場合には、Aは変更の許可申請の手続きが必要となります。

(14) 資材置場許可事業者に対する勧告及び命令

条例

(資材置場許可事業者に対する勧告及び命令)

- 第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、資材置場許可事業者に対し、期限を 定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
 - (1) 第9条第1項の許可に係る資材置場が第11条又は第17条に規定する基準に適合しなくなったとき。
 - (2) 資材置場許可事業者が第10条第1項第3号に規定する現場責任者を置いていないとき。
 - (3) 資材置場許可事業者が第10条第2項(第12条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により付した条件に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定による勧告(同項第1号又は第3号に係るものに限る。)を受けた資材置場許可事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該資材置場許可事業者に対し、期限を定めて当該勧告に係る措置を講ずるよう命じ、又は期間を定めて屋外保管の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 3 市長は、前2項の規定にかかわらず、第9条第1項の許可に係る資材置場が第11条又は 第17条に規定する基準に適合しなくなったと認める場合において、市民の生活の安全の確保 上又は生活環境の保全上の支障が生じていると認めるときは、当該資材置場許可事業者に対 し、期限を定めて、その支障を除去するために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

規則

(勧告及び命令)

- 第18条 条例第14条第1項の規定による勧告は、様式第16号の勧告書により行うものとする。
- 2 条例第14条第2項及び第3項の規定による命令は、様式第17号の命令書により行うものとする。

条例第14条は資材置場許可事業者に対する勧告及び命令を規定しています。

第1項は、資材置場許可事業者が以下に該当するときに、勧告することができることを規 定しています。

- ①条例第11条に規定する立地基準、構造基準、条例第17条に規定する保管基準に適合しなくなったとき。
 - ②条例第10条第1項第3号に規定する現場責任者を配置していないとき。
 - ③条例第10条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

第2項は、上記①、③についての勧告に従わないときに、期間を定めて屋外保管の全部又は一部の停止を命じること等ができることを規定しています。

第3項は、上記の場合にかかわらず、条例第11条、条例第17条の基準に適合しなくなった場合において、市民生活の安全確保等に支障が生じると認めるときは、その支障を除去するために必要な措置を命じることができることを規定しています。

(15) 公表

条例

(公表)

- 第15条 市長は、前条第2項又は第3項の命令を受けた資材置場許可事業者が正当な理由なく当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。
 - (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
 - (2) 資材置場の所在地
 - (3) 命令の内容
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめその理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

条例第15条は、命令に従わないときの公表について規定しています。

条例第14条第2項又は第3項の命令を受けた資材置場許可事業者が、正当な理由なく 命令に従わないときは、条例第15条第1項第1号から第3号の事項を公表します。

(16) 許可の取消し

条例

(許可の取消し)

第16条 市長は、資材置場許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を 取り消さなければならない。

- (1) 第10条第1項第2号アからエまでのいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 第14条第2項若しくは第3項又は第20条第2項の規定による処分に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条第1項の許可(同条第4項の許可の更新を含む。) 又は第1 2条第1項の変更の許可を受けたとき。
- 2 市長は、資材置場許可事業者が第14条第1項第1号又は第3号のいずれかに該当する ときは、その許可を取り消すことができる。
- 3 前2項の規定により許可を取り消された者(以下この項及び次項において「旧資材置場許可事業者」という。)は、当該取消しに係る資材置場を遅滞なく廃止しなければならない。この場合において、旧資材置場許可事業者は、当該資材置場の状況が規則で定める基準に適合していることについて、あらかじめ市長の確認を受けなければならない。
- 4 旧資材置場許可事業者は、前項の規定により資材置場を廃止するまでの間、当該資材置場 について第14条の規定(同条の規定に係る罰則を含む。)の適用を受ける。

規則

(許可の取消しの通知)

第19条 市長は、条例第16条第1項又は第2項の規定により許可を取り消したときは、様式第18号の通知書により当該取消しに係る資材置場許可事業者に通知するものとする。

条例第16条は許可の取消しについて規定しています。

屋外保管の許可又は変更の許可について、条例第16条第1項各号に該当するときは、許可を取り消すとするものです。

- (1)は、第10条第1項第2号アからエに規定する欠格事項に該当するに至ったときは、 許可を取消すとするものです。
- (2)は、条例第14条第2項、第3項又は条例第20条第2項の規定による命令に違反 したときは、許可を取消すとするものです。
- (3)は、申請書や添付書類に虚偽の記載をするなどの不正な手段を用いて設置等の許可又は変更の許可を受けたときは、当該許可を取り消すとするものです。

また、第2項は資材置場許可事業者が条例第11条の立地基準及び構造基準、条例第17条の保管基準に適合しなくなった時、又は、条例第10条第2項の規定により付した条件に

違反したときは、当該条件を遵守することが許可の要件であることから、条件違反があった 場合には、許可を取消すことができるとするものです。

許可を取消された旧資材置場許可事業者は、屋外保管の廃止を行わなければなりません。 当該廃止を行うにあたり、旧資材置場許可事業者は、市長に規則第17条に規定する次の 基準が守られていることの確認を受けなければなりません。

- ①屋外保管がされていないこと。
- ②資材置場の構造物が市民の生活の安全及び生活環境に悪影響を及ぼすおそれがないものとして市長が認めるもの。

なお、資材置場を廃止するまでの間は、当該資材置場について、条例第14条の規定が適用されるとともに、同条の規定に係る罰則が適用されます。

(17) 資材置場の保管基準

条例

(資材置場の保管基準)

- 第17条 資材置場事業者は、次に掲げる基準を遵守しなければならない。ただし、第9条第1項の許可を受けた者については第2号ア及び第3号アの規定、同項の許可を要しない者については第1号の規定は、適用しない。
 - (1) 資材置場を第11条第2項に規定する基準に適合するように維持すること。
 - (2) 屋外保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
 - ア 資材置場内において、資材を保管するための用に供する区画ごとに、その周囲に囲いが 設けられていること。ただし、資材置場の区域の境界の内側に、みだりに人が立ち入るのを 防止することができる囲いが設けられている場合は、この限りでない。
 - イ 規則で定めるところにより、資材置場の区域の外部から見やすい箇所に資材置場である 旨その他資材置場に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。
 - ウ 資材置場の区域が塀その他の遮蔽物で区画されている場合は、当該区画された部分の外側であって、公道その他の人が容易に立ち入ることができる場所から資材置場の管理の 状況を確認できるようにするために必要な措置を講じていること。
 - (3) 資材置場から保管している資材が崩落し、又は飛散しないよう、次のアからウまでに掲げる措置を講ずること。
 - ア 屋外保管をする資材の荷重が前号アの囲いに直接かかり、又はかかるおそれがある構造 である場合は、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であるようにすること。
 - イ 容器を用いずに屋外保管をする場合は、積み上げられた資材の高さが規則で定める高さ を超えないようにすること。
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、規則で定める措置
 - (4) 資材置場の内部における火災の発生若しくは延焼又は当該資材置場の外部への延焼を防止するため、規則で定める措置を講ずること。
 - (5) 資材置場において騒音又は振動が発生する場合は、当該騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。
 - (6) 規則で定めるところにより、資材置場に関する苦情等の相談に応ずる者を置くこと。

規則

(掲示板の設置)

- 第20条 条例第17条第2号イの規定により設置すべき掲示板は、同号イに規定するものの ほか次に掲げる事項を表示することとし、当該掲示板の様式は、様式第19号のとおりとする。
 - (1) 資材置場事業者の氏名又は名称
 - (2) 資材置場の所在地及び区域の面積

- (3) 資材置場の使用目的
- (4) 資材置場において保管する資材の種類
- (5) 苦情等の相談に応ずる者の氏名及び連絡先
- (6) 作業を行う日又は曜日及び時間帯
- (7) 条例第9条第1項の許可を受けた資材置場にあっては、当該許可の概要

条例第17条は、屋外保管を行うすべての者(条例第24条の適用除外に該当する屋外保管を除く。)が守らなければならない事項として保管基準を規定しています。このため、同条の規定は、許可の要否にかかわらず、資材置場事業者が必ず守らなければならない事項となります。

条例第17条第2号イの掲示板は、屋外保管の概要を掲示するとともに、周辺住民が相談等の問い合わせ等ができるようにするものです。掲示板は、様式第19号に定める記載事項や大きさ(縦60cm×横60cm)を遵守するとともに、以下の設置基準のとおり、常に正しい情報が住民に伝わるよう配慮する必要があります。また、掲示板に変更がある場合は、速やかに記載した事項の修正をしなければなりません。

【標識の設置基準】

設置場所:出入口付近などの公道に面した誰もが見やすい場所(下図参照)

素材: 振等(掲示板の地となるもの)及び文字共に、汚損しないような対候性及び耐

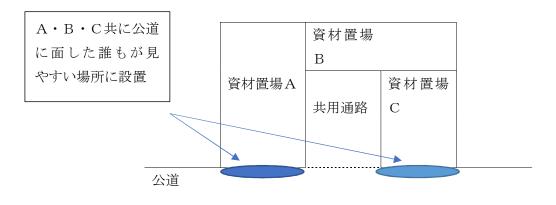
久性のあるもの(例として、地となる板等は、金属板、アクリル板など。文字

は顔料系インク、油性インクなど)又はコーティングを施したもの

色: 白地に黒文字などの読みやすいよう配慮された配色

なお、掲示板を設置しなかった資材置場許可事業者は、条例第14条に規定する勧告及び 命令の対象となります。

掲示板の設置場所の例(図)



審査基準9 資材置場の管理の状況の確認

資材置場の管理の状況を確認できるようにするための必要な措置が講じられていることの判断は、以下の素材の使用又は場合により行う。

- ア 一定間隔ごとにスリット等が入った内部が確認できる素材
- イ 網状、格子状等のフェンス
- ウ 透明なアクリル板
- エ 主要な出入口の門扉に視認性のあるキャスターゲートが使用されている場合
- オ 囲いの一部に、内部を見通すことのできる加工が施されている場合

視認性の確保について

資材置場の管理状況を確認できるようにする必要があることから、資材置場全体の見通 しを確保し、資材又は車両等により見通しが阻害されることのない計画としてください。

審査基準10 生活環境の保全

資材置場において発生する騒音又は振動から、生活環境の悪化を防止するため、資材の 堆積、破砕、選別、積替えその他の作業を行う時間が、社会通念上適当と考えられる時間 として計画していること

本条例における屋外保管は、資材置場で行われる破砕等の作業を含んでいます。このため、 当該作業を行う時間を、早朝や深夜の時間帯として計画することは社会通念上適当な時間 とは考えられません。

なお、建設現場で使用する資材の積みおろしを建設工事が始まる午前8時より前に行うことが想定されます。このような積みおろしにつきましては、破砕等の作業とは別の行為と考えますが、積みおろしを行う際には、アイドリングをストップする等、周辺住民への配慮をお願いします(建設現場から戻ってきた夕方の時間帯に、次の日の準備を行い、朝の積みおろしを行わないこと等も、周辺住民への配慮と考えます。)。

(屋外保管の高さ)

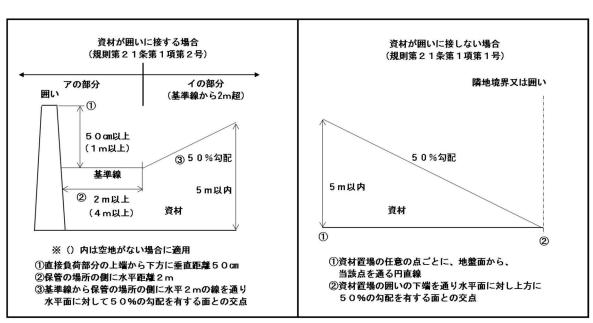
- 第21条 条例第17条第3号イの規則で定める高さは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める高さとする。
 - (1) 条例第11条第2項第1号の囲い若しくは条例第17条第2号アただし書の囲い(以下この条において「資材置場の周囲の囲い」という。)又は同号ア本文の囲い(以下この条において「保管区画の囲い」という。)に保管する資材の荷重が直接かかる構造である部分(以下この条において「直接負荷部分」という。)がない場合、当該資材置場の周囲の囲い又は保管区画の囲いの内側の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該資材置場の周囲の囲い又は保管区画の囲いの下端(当該下端が地盤面に接していない場合にあっては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線)を通り水平面に対し上方に50パーセントの勾配を有する面との交点(当該交点が2以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの)までの高さ又は5メートルのうちいずれか低いもの
 - (2) 資材置場の周囲の囲い又は保管区画の囲いに直接負荷部分がある場合、次のア及びイに掲げる部分に応じ、当該ア及びイに定める高さ
 - ア 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離 5 0 センチメートルの線(直接負荷部分に係る囲いの高さが 5 0 センチメートルに満たない場合にあっては、その下端)(以下この条において「基準線」という。)から当該資材置場の周囲の囲い又は保管区画の囲いの内側に水平距離 2 メートル以内の部分当該 2 メートル以内の部分の任意の点ごとに、次の(ア)に規定する高さ(当該資材置場の周囲の囲い又は保管区画の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、(ア)又は(イ)に規定する高さのうちいずれか低いもの)又は5メートルのうちいずれか低いもの
 - (ア) 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線 を通る水平面との交点までの高さ
 - (イ) 前号に規定する高さ
 - イ 基準線から当該資材置場の周囲の囲い又は保管区画の囲いの内側に水平距離 2 メートルを超える部分、当該 2 メートルを超える部分内の任意の点ごとに、次の(ア)に規定する高さ(当該資材置場の周囲の囲い又は保管区画の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、(ア)又は(イ)に規定する高さのうちいずれか低いもの)又は 5 メートルのうちいずれか低いもの
 - (ア) 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該資材置場の周囲の囲い又は 保管区画の囲いの内側に水平距離2メートルの線を通り水平面に対し上方に50パー セントの勾配を有する面との交点(当該交点が2以上ある場合にあっては、最も地盤 面に近いもの)までの高さ
 - (イ) 前号に規定する高さ
- 2 条例第11条第2項第3号に規定する空地を設けない場合においては、前項第2号中「5

- 0 センチメートル」とあるのは「1 メートル」と、「2 メートル」とあるのは「4 メートル」と読み替える ものとする。
- 3 市長は、資材置場の周囲の囲いを設けない場合その他特別の事情により前2項の規定により難いと認めるときは、前2項の規定にかかわらず、条例第17条第3号イの規則で定める高さを別に定めることができる。

審査基準11 資材の崩落防止 【例図5】

- ア 屋外保管をする資材の荷重が囲いに直接かかり、又はかかるおそれがある構造である場合は、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であるようにすること
- イ 容器を用いずに屋外保管をする場合は、積み上げられた資材の高さが規則第21条 で規定する高さを超えないようにすること

【例図5】



審査基準12 擁壁等

屋外保管をする資材の荷重が囲いに直接かかり、又はかかるおそれがある構造である場合に設ける囲いは、宅地造成等規制法及び建築基準法の規定に準じた構造であること。 その他の資材を堆積する場合に設ける擁壁については、計画及び設置場所等から判断する。

(屋外保管に係る飛散防止のための措置)

第22条 条例第17条第3号ウの規則で定める措置は、資材置場から資材又は当該屋外保管に伴い発生する粉じんが飛散しないように散水設備による散水、覆いの設置等必要な措置を 講ずることとする。

審査基準13 屋外保管による粉じんの飛散防止

屋外保管により粉じんが発生する場合の飛散防止措置は以下のとおりとする。

- ア散水
- イ カバー等を使用して覆う
- ウ 集塵機の使用等により、飛散防止となる措置

規則

(火災の発生又は延焼を防止するための措置)

- 第23条 条例第17条第4号の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。ただし、不燃性 の資材を保管する場合であって、市民の生活の安全の確保に 支障がないと市長が認めるとき は、市長が適当と認める措置を講ずることをもってこれに代えることができる。
 - (1) 資材とその他の物が混合するおそれのないように区分して保管すること(不燃性の資材を 保管する場合を除く。)。
 - (2) 資材の1の保管の単位の面積を200平方メートル以下とすること。
 - (3) 隣接する資材の保管の単位の間隔は、2メートル以上とすること(当該保管の単位の間に火災の延焼を防止するに足りる仕切りが設けられている場合を除く。)。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める措置

審査基準14 火災の発生等の防止

火災の発生等の防止のための措置は以下のとおりとする。

- ア 資材とその他のものを明確に区分すること
- イ 一つの資材を保管又は堆積する面積は200平方メートル以下とすること
- ウ 隣接資材とは2メートル以上の離隔距離を設けること

規則第23条第1号のその他の物とは、条例第2条で定義する資材と当該定義にあたらない物をいいます。資材と資材であっても、明確に区分して保管する必要があります。

なお、不燃性の資材の保管は、市長が適当と認める措置を講ずる必要があります。

規則

(苦情等の相談に応ずる者)

第24条 資材置場事業者は、資材置場ごとに、当該資材置場に関する苦情等の相談に対し適切に対応することができる者を選任するものとする。ただし、当該苦情等の相談に応ずる者は、当該資材置場の現場責任者又は他の資材置場の現場責任者若しくは苦情等の相談に応ずる者を兼ねることを妨げない。

条例第17条第6号は、苦情等の相談に応ずる者の配置について規定しています。

苦情等の相談に応ずる者は、相談内容に適切に対応することができる者を配置する必要があります。相談に応ずる者は、資材置場ごとに配置しなければなりません。

しかしながら、本条例は、個人の屋外保管も対象としていることから、複数の資材置場の 相談に応ずる者を兼務することができるとともに、現場責任者と兼務することも可能です。 なお、相談内容に適切に対応することが出来る者を配置する必要があることから、兼務に より当該基準に違反することが無いように注意する必要があります。

(18) 報告の徴収

条例

(報告の徴収)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、資材置場事業者、資材の運搬を行う者その他の関係者に対し、屋外保管に関し、期限を定めて、必要な報告を求めることができる。

条例第18条は、報告について規定しています。

条例違反を発見したときや是正指導を行うとき、許可基準等の遵守状況を確認するときなどにおいて随時に報告を求めることを想定しています。例えば、工事完了時に行う許可基準遵守状況確認のために行う適合確認や屋外保管を監視するために行うパトロールなどにより、屋外保管の状況を調べる必要が生じた場合(条例違反のおそれがある場合、許可した計画と資材置場の状況に相違がある場合など)に、条例の施行に必要な限度において報告を求めるものです。

なお、条例第15条は、条例第9条により許可の対象とならない資材置場にも適用されることから、全ての資材置場事業者を対象とし、条例の施行に必要な限度において報告を求めることができます。例えば、許可が不要な資材置場においても、条例第4条の資材置場事業者の責務として、本条例の規定により適正な屋外保管を行うほか、法令等に従って当該資材置場を適正に管理運営しなければならないとされていることから、基準を遵守せず条例の趣旨に反しているような場合には、条例の施行に必要な限度において報告を求めることも想定されます。

また、条例第18条に基づく報告をしない場合や虚偽の報告をした場合は、条例第28条に規定する罰金の対象となります。

(19) 立入検査

条例

(立入検査)

- 第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、資材置場、資材置場 事業者の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に 質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

規則

(身分証明書の様式)

第25条 条例第19条第2項の身分を示す証明書の様式は、様式第20号のとおりとする。

条例第19条は、立入検査について規定しています。

立入検査は、主に以下の場合に行います。

- 1 条例の各手続が行われた際における屋外保管の状況確認を行う場合
- 2 条例違反(違反のおそれを含む。)の確認やその是正指導を行う場合

立入検査の対象には、当該資材置場だけでなく、会社や個人の事務所などが含まれており、 土地の権利関係を示す書類(契約書等)や、資材の受払いといった日ごろの資材置場の管理 状況が分かる書類などを検査することも想定されます。

この立入検査は、行政にとって強力な権限となりうることから、立入検査を行う職員は、いかなるときも身分を示す証明書を提示できるよう携帯するとともに、立入検査はこの条例の施行に必要な限度において行うことができるものであることを認識し、他の法令違反の調査など他の目的で行うことがないよう、細心の注意を払う必要があります。

条例第19条の立入検査は、条例第18条と同様に、屋外保管の許可の要否は関係なく、 全ての資材置場を対象とし、「条例の施行に必要な限度」において行うことができます。

なお、条例第19条の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁を せず、若しくは虚偽の答弁をした場合は、条例第28条に規定する罰金の対象となります。

【参考】

当該立入検査は、他の法令違反の調査のために認められたものではないものの、条例の遂 行に必要な範囲で立入検査を行った際に、他の法令違反による犯罪を発見することが想定 されます。犯罪を発見した場合、公務員には刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条第2項の規定による犯罪を告発する義務があることから、当該犯罪を告発することになります。立入検査が当該犯罪捜査のために行われたと思われることのないよう、立入検査の理由を明確にし、しっかりとした手続を踏まえて行う必要があります。

刑事訴訟法

第239条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

2 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

ただし、地方公務員法第34条には守秘義務についての規定があり、刑事訴訟法第239条第2項の告発であれば当然に守秘義務が免除されるものではなく、任命権者の許可を受けたうえで告発を行うなど、しかるべき手続を踏まえる必要があります。

地方公務員法

(秘密を守る義務)

- 第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任命権者(退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者)の許可を受けなければならない。
- 3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

(20) 事故時の措置

条例

(事故時の措置)

- 第20条 資材置場事業者は、屋外保管に係る事故により市民の生活の安全の確保上若しくは 生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、その支障の除去又 は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに当該事故の状況及び当該措置 の概要を市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、資材置場事業者が前項の措置を講じていないと認めるときは、当該資材置場事業 者に対し、期限を定めて、当該措置を講ずるよう命ずることができる。

条例第20条は、屋外保管を行うすべての者(条例第24条の適用除外に該当する屋外保管を除く。)が守らなければならない事項として、事故時の措置を規定しています。このため、同条の規定は、許可の要否にかかわらず、資材置場事業者が必ず守らなければならない事項となります。

資材置場事業者は、屋外保管による事故により、市民生活に支障が生じるおそれがあると きには、直ちに当該支障を除去や発生の防止のための措置は行わなければなりません。また、 速やかに当該事故の状況や当該措置の概要を市長に届け出なければなりません。

市長は、資材置場事業者が、当該措置を講じていないと認めるときは、措置を講ずるよう 命令を行うことができます。

なお、資材置場事業者が、条例第20条に基づく命令に違反した場合は、条例第26条に 規定する罰則の対象となります(資材置場許可事業者の場合は、条例第16条に規定する許 可の取消しも対象となります。)。

(21) 許可等に係る意見聴取

条例

(許可等に係る意見聴取)

- 第21条 市長は、第9条第1項の許可(同条第4項の許可の更新を含む。)をしようとするときは、第10条第1項第2号Iに該当する事由の有無について、埼玉県警察本部長の意見を聴くものとする。
- 2 市長は、第16条第1項の規定により許可を取り消そうとするときは、第10条第1項第2 号工に該当する事由の有無について、埼玉県警察本部長の意見を聴くことができる。

条例第21条は、許可等を行う場合の意見聴取について規定しています。

市長は、条例第9条第1項の許可、又は、同条第4項の更新の許可をするときは、埼玉県警察本部長に、条例第10条第1項第2号エへの該非について、意見を聴くものとしています。

(22) 関係行政機関への照会等

条例

(関係行政機関への照会等)

第22条 市長は、前条に規定するもののほか、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政 機関に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

条例第22条は、関係行政機関への照会等を規定しています。

条例第21条に規定する意見の聴取のほか、本条例の規定に基づく事務に関し、関係する期間に対し、照会や協力を求めることができることとしています。

(23) 巡視等

条例

(巡視等)

第23条 市長は、屋外保管の状況を把握するとともに、不適切な屋外保管を防止し、市民の 生活の安全の確保及び生活環境の保全を図るため、定期的な巡視その他必要な措置を講ず るものとする。

条例第23条は、巡視等について規定しています。

市は、屋外保管の状況を把握・監視するためのパトロールを定期的に行い、不適切な屋外保管に対する指導を行います。

また、警察などの関係各所との連携体制を構築し、必要な措置を講じます。

屋外保管の状況の把握・監視にあたっては、関係部局と情報を共有し、法令に基づき、必要な対応を連携して行い、問題の解消に努めます。

(24) 適用除外

条例

(適用除外)

第24条 この条例の規定は、国又は地方公共団体が屋外保管を行う場合その他法令又は他の条例の規定により許可、認可、届出等を要する行為であって、当該法令又は他の条例により市民の生活の安全の確保上又は生活環境の保全上必要な措置が図られているものとして規則で定めるものに係る屋外保管を行う場合には、適用しない。

規則

(適用除外となる屋外保管)

- 第26条 条例第24条の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。
 - (1) 法第7条第1項の許可に係る事業において行う一般廃棄物の収集及び運搬(一般廃棄物の積替え及び保管に限る。)
 - (2) 法第7条第6項の許可に係る事業において行う一般廃棄物の処分
 - (3) 法第8条第1項の許可に係る一般廃棄物処理施設において行う一般廃棄物の処理
 - (4) 法第14条第1項の許可に係る事業において行う産業廃棄物の収集及び運搬(産業 廃棄物の積替え及び保管に限る。)
 - (5) 法第14条第6項の許可に係る事業において行う産業廃棄物の処分
 - (6) 法第14条の4第1項の許可に係る事業において行う特別管理産業廃棄物の収集及 び運搬(特別管理産業廃棄物の積替え及び保管に限る。)
 - (7) 法第14条の4第6項の許可に係る事業において行う特別管理産業廃棄物の処分
 - (8) 法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行う産業廃棄物の処理
 - (9) 埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例第8条第1項の許可に係る事業 において行う特定再生資源の保管

条例第24条は、本条例の適用除外について規定しています。

規則第26条の適用除外となる屋外保管に該当する場合には、本条例は適用されずに、同 条各号に規定する法令の規制を受けることとなります。

(25) 委任

条例

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

この条例のほか、条例の施行に関し必要な事項、詳細な規定や様式等については規則で定めること規定したものです。

(26) 罰則

条例

(罰則)

- 第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は1,000,000 円以下の罰金に処する。
 - (1) 第9条第1項又は第12条第1項(同条第3項に該当する場合を除く。)の規定に違反して、市長の許可を受けずに屋外保管を行った者
 - (2) 不正の手段により第9条第1項の許可若しくは同条第4項の許可の更新又は第12条 第1項に規定する変更の許可を受けた者
 - (3) 第14条第2項若しくは第3項又は第20条第2項の規定による命令に違反した者
- 第27条 第10条第3項(第12条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の 規定に違反して、第11条に規定する基準並びに第17条第2号(アを除く。)、第3号 (アを除く。)及び第4号から第6号までに掲げる基準に適合していると認められる前に屋外 保管を行った者は、6月以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。
- 第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。
 - (1) 第18条の規定に違反して、定められた期限内に報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - (2) 第19条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

条例第26条から第28条は、罰則を規定しています。

条例の目的を達成するには、屋外保管について許可基準を設けて許可制とする必要があり、その実効性を確保するためには罰則が必要であると考え、地方自治法第14条第3項の規定の範囲内において罰則を設けました。罰則を設けるに当たっては、①埼玉県内の他自治体が定める周辺環境の保全を目的とする条例における罰則との均衡、②さいたま地方検察庁との十分な協議、③パブリックコメントの実施による市民からの意見聴取を踏まえて次のとおり定めました。

- 1年以下の拘禁刑又は1,000,000円以下の罰金
 - ・条例第9条第1項に規定する屋外保管の許可を受けずに屋外保管を行った者
 - ・条例第12条第1項に規定する屋外保管の変更許可を受けずに屋外保管を行った者
 - ・条例第14条第2項、第3項、第20条第2項に規定する命令に違反した者
- 6月以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金
 - ・第10条第3項に規定する適合確認を受けずに屋外保管を開始した者
- 300,000円以下の罰金
 - ・条例第18条に規定する報告に違反した者
 - ・条例第19条に規定する立入検査に違反した者

また、第29条の両罰規定とは、法人や人(個人事業主等)の従業者(代理人、使用人等)が、業務等に関連して条例第26条から第28条の違反をしたときは、行為者である従業者を罰するほか、業務主体である法人や人(個人事業主等)にも罰則が適用されることを規定しています。

(27) 過料

条例

(過料)

第30条 第12条第3項又は第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、 50,000円以下の過料に処する。

条例第30条は、過料について規定しています。

過料は、行政上の秩序の維持のため、地方自治法第14条第3項の規定の範囲内において、 制裁として違反者に金銭的負担を課すものです。

条例第12条第3項の軽微な変更の届出、同条第4項の廃止の届出に違反した資材置場 許可事業者が過料の対象となります。

(28) 提出部数

規則

(書類の提出部数)

第27条 条例及びこの規則の規定により提出する書類の部数は、正本1部及び副本1部とする。

規則第27条において、条例又は規則に規定により提出する書類の部数は正副各1部、合計2部提出する必要があることを規定しています。

(29) その他

規則

(その他)

第28条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

この規則のほか、必要な事項は市長が別に定めること規定したものです。

(30) 附則

条例附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第13項の規定は同年7月 1日から、第26条から第29条までの規定は令和8年4月1日から施行する。

規則附則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

この条例は、令和7年3月25日に公布され、約6カ月の周知期間を経て令和7年10月1日に施行します(条例附則第13項の規定は令和7年7月1日から施行。条例第26条から第29条までの罰則は令和8年4月1日から施行。)。

令和7年10月1日の条例の施行の際現に、①屋外保管を行っている者、②川口市資材置場の設置等の規制に関する条例の許可を受けた者、③施行日以降に屋外保管を行う者についての手続きは、以下のとおりです。

条例施行日と経過措置の関係について

NOTIFIED THE STATE OF THE STATE					
	10/1 施行日	手続きの方法			
	↓				
1	○	届出※1			
2	許可	なし※2			
3		許可※3			

●:工事着手日 ▲:工事完了日

※1:届出ることにより10月1日に許可を受けたものとみなします

※2:10月1日に許可を受けたものとみなします。

※3:許可手続きが必要です。

なお、上記①~③いずれの場合においても、許可は5年間の更新制となります。①又は②の更新の許可申請は令和12年10月1日までに行ってください。③につきましては、許可日を受けた日から5年後までに許可申請が必要となります。

条例附則

(川口市資材置場の設置等の規制に関する条例の廃止)

2 川口市資材置場の設置等の規制に関する条例(令和3年条例第53号)は、廃止する。

規則附則

(川口市資材置場の設置等の規制に関する条例施行規則の廃止)

2 川口市資材置場の設置等の規制に関する条例施行規則(令和3年規則第90号)は、 廃止する。

本条例の施行により、川口市資材置場の設置等の規制に関する条例及び川口市資材置場の設置等の規制に関する条例施行規則は廃止されます。

条例附則

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の川口市資材置場の設置等の規制に関する条例(以下「旧条例」という。)第6条第1項の許可を受けている者は、当該許可に係る資材置場について、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に第9条第1項の許可を受けたものとみなす。
- 4 前項の規定により第9条第1項の許可を受けたものとみなされた者(以下「みなし資材置場許可事業者」という。)の当該許可に係る資材置場が第11条に規定する基準に適合しない場合においては、当該資材置場については、当該規定は、適用しない。この場合において、当該規定に相当する旧条例の規定があるときは、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に屋外保管を行っている者(みなし資材置場許可事業者及び第9条第1項各号の規定に該当する者を除く。以下「従前の資材置場事業者」という。)は、施行日から起算して6月を経過する日までの間に限り、同項及び第10条第3項の規定にかかわらず、引き続き当該屋外保管を行っている資材置場(以下「既存資材置場」という。)において屋外保管を行うことができる。この場合において、当該既存資材置場については、施行日から起算して6月を経過する日までの間は、第17条の規定は、適用しない。

条例附則第3項及び第4項は、旧条例第6条第1項の許可を受けた者について規定しています。

川口市資材置場の設置等の規制に関する条例(以下「旧条例」という。)第6条第1項の 許可を受けている者は、令和7年10月1日に許可を受けたものとみなします。また、当該 許可を受けた資材置場が、条例第11条に規定する立地基準及び構造基準に適合しない場合には、当該資材置場に当該基準は適用されませんが、旧条例の基準が適用されます。

条例附則第5項は、既存資材置場について規定しています。

従前の資材置場事業者は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの期間は、条例第17条の保管基準の規定は受けずに、屋外保管を行うことができます。

なお、条例附則第6項に規定する届出を行わず、令和8年4月1日に屋外保管を行っている場合、条例第9条第1項の許可を受けずに、屋外保管を行っているとみなされ、条例第26条の罰則の対象となります。

条例附則

6 従前の資材置場事業者は、既存資材置場について、施行日から起算して6月を経過する日までの間に、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

規則附則

(既存資材置場の届出等)

- 3 条例附則第6項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 従前の資材置場事業者(条例附則第5項に規定する従前の資材置場事業者をいう。 以下同じ。)の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる 事務所の所在地)
 - (2) 既存資材置場(条例附則第5項に規定する既存資材置場をいう。以下同じ。)の所在 地及び区域の面積
 - (3) 既存資材置場の使用目的
 - (4) 既存資材置場において保管する資材の種類
 - (5) 既存資材置場の構造
 - (6) 屋外保管を行う期間
 - (7) 既存資材置場の現場責任者の氏名及び連絡先
 - (8) 屋外保管の実施に関する事項
- 4 条例附則第6項の規定による届出は、市長が別に定める様式の届出書により行うものとする。
- 5 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 既存資材置場の位置図及び付近の見取図
 - (2) 既存資材置場の平面図、立面図及び断面図
 - (3) 既存資材置場内の配置図
 - (4) 資材の運搬に用いる車両の種類及び台数を記載した書類
 - (5) 資材の搬入及び搬出の方法及び経路に関する図面

- (6) 既存資材置場の土地の公図の写し及び登記事項証明書
- (7) 従前の資材置場事業者が前号の土地の所有権を有しない場合には、当該土地を使用する権原を有することを証する書類
- (8) 従前の資材置場事業者が個人の場合にあっては、住民票の写し
- (9) 従前の資材置場事業者が法人の場合にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (10) 従前の資材置場事業者が条例第10条第1項第2号アから工までのいずれにも該当しない旨の誓約書
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

条例附則第6項は、従前の資材置場事業者の届出について規定しています。

従前の資材置場事業者は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に、市長が別に定める様式に、規則附則第5項で定める書類と図面を添付し、届出る必要があります。 市長が別に定める書類へ明示すべき事項及び様式の記載例は以下のとおりです。

書類の名称	明示すべき事項	備考
既存資材置場の位置図及び	□方位	
付近の見取図	□道路及び目標となる地物	
既存資材置場の平面図	□方位、□土地の境界線、□	
	地盤高、□擁壁、□排水施設	
立面図	□資材の名称	
	□寸法	
	□囲いからの離隔距離	
断面図	□土地のり面の勾配	
既存資材置場内の配置図	□方位、□資材の名称、□資	
	材の高さ、□掲示板、□視認	
	性が確保される部分、□囲	
	い、□空地、□寸法	
資材の運搬に用いる車両の	□車両の種類、□台数	
種類及び台数を記載した書		
類		
資材の搬入及び搬出の方法	□使用する車両の最大寸法	縮尺 1/1500 程度の付近見取
及び経路に関する図面		図により作成すること
公図の写し		
土地の登記事項証明書		
従前の資材置場事業者が前		□土地の登記事項証明書の

号の土地の所有権を有しな	写し、□土地の賃貸借契約
い場合には、当該土地を使	書、□その他
用する権原を有することを	
証する書類	
住民票の写し	個人の場合
定款又は寄附行為の写し及	法人の場合
び登記事項証明書	
誓約書	参考様式参照

別記様式(附則第6項関係)

※受付欄

屋外保管 (既存) 届出書

令和7年○月○日

(あて先) 川口市長

届出者 住 所 川口市○○1-1 氏 名 株式会社○○○

代表取締役 □□ □□

(法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号 048-○○○-1234 メールアドレス

川口市資材の適正な屋外保管に関する条例附則第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

資材置場の所在地及び区域の面積		川口市大字〇〇字〇〇1234 1,000 m²
資材置場の使用目的		建築の仮設資材の置場
資材置場において保管する資材の種類		単管パイプ、足場板、クランプ、シート
資材置場の構造		鉄板敷きの上、万能鋼板 (○m) で区域に囲いを設置
屋外保管を行う期間		令和○年○月○日~令和○年○月○日
資材置場の現場責任者の氏名及び連絡先		△△ △△ 048-○○○-5678
屋外保管の実施に関する事項	資材の保管の方法	高さ○m以下で堆積、種類ごとに直に置く
	騒音、振動及び粉じん対策の措置	屋外保管の時間以外は大きな音が出る作業を行わない カバーで覆い、保管時の粉じんの発生を防止する
	屋外保管を行う日又は曜日 及び時間帯	平日8:00~18:00
	火災予防上の措置	種類ごとに堆積、資材間の距離を○m確保
	資材置場に関する苦情等の相談に 応ずる者の氏名及び連絡先	△△ △△ 048-○○○-5678
	資材置場の保守点検の方法	現場責任者による週に一回の見回り、点検
	災害時及び事故発生時の連絡体制	連絡体制表のとおり

条例附則

- 7 前項の規定による届出をした従前の資材置場事業者は、当該届出に係る既存資材置場について、施行日に第9条第1項の許可を受けたものとみなす。
- 8 前項の規定により第9条第1項の許可を受けたものとみなされた従前の資材置場事業者の 当該届出に係る既存資材置場については、第10条第3項、第11条及び第17条第1号 の規定は、適用しない。

条例附則第7項は、既存資材置場のみなし許可について規定しています。

条例附則第6項の届出を行った従前の資材置場事業者は、令和7年10月1日に許可を 受けたものとみなされます。

また、許可を受けたものとみなされた従前の資材置場事業者は、条例第10条第3項の工事完了届、条例第11条の立地基準及び構造基準、条例第17条第1号に規定する構造基準の維持に関する規定は適用されません。

許可を受けたものとみなされた従前の資材置場事業者についても、5年ごとに更新の許可を受ける必要があります。

なお、許可を受けたとみなされた資材置場許可事業者Aが屋外保管を廃止し、同じ場所で事業者Bが屋外保管を行う場合は、新たに屋外保管を行う者であることから、立地基準や構造基準等についても適用されることとなります。これらの基準に適合しない場合には、屋外保管は行えないため、新たに屋外保管を行おうとする場合には、土地の取得等の前に相談票の提出をお願いします。

条例附則

9 従前の資材置場事業者は、既存資材置場の周辺住民等から求めがあった場合は、規則で定める事項について説明しなければならない。

規則附則

(住民への説明)

6 条例附則第9項の規則で定める事項は、第3条第1項各号(第6号を除く。)及び第4 条第3項第1号に掲げる事項とする。

条例附則第9項は、従前の資材置場事業者が行う説明について規定しています。 従前の資材置場事業者が、周辺住民等から求めがあった場合に行う説明事項は以下のと おりです。

① 事業予定者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主た

る事務所の所在地)

- ② 資材置場の所在地及び区域の面積
- ③ 資材置場の使用目的
- ④ 資材置場において保管する資材の種類
- ⑤ 資材置場の構造
- ⑥ 屋外保管を行う期間
- ⑦ 資材置場の現場責任者の氏名及び連絡先
- ⑧ 屋外保管の実施に関する事項として
 - ・ 資材の保管の方法
 - ・騒音、振動及び粉じん対策の措置
 - ・屋外保管を行う日又は曜日及び時間帯
 - ・火災予防上の措置
 - ・資材置場に関する苦情等の相談に応ずる者の氏名及び連絡先
 - ・資材置場の保守点検の方法
 - 災害時及び事故発生時の連絡体制

条例附則

- 10 施行日前にされた旧条例第18条の規定による命令については、なお従前の例による。
- 11 施行日前に旧条例第18条の規定による命令を受けた者に係る旧条例第7条第1項及び第2項、第15条並びに第16条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。
- 12 施行日前にした行為及び前2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

条例附則第10項は、旧条例第18条の規定による命令について規定しています。 令和7年9月30日以前に、旧条例第18条に規定する命令を受けた者は、令和7年10 月1日以降についても、当該命令に従う必要があります。

また、当該命令を受けた者は、その事由が消滅するまでの間は以下の規定が適用されます。

①旧条例第7条第1項及び第2項

①旧条例第7条第1項及び第2項

(許可の基準)

- 第7条 市長は、前条第2項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る計画が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、設置等の許可をしなければならない。
 - (1) 資材置場の区域が、規則で定める方法により、幅員 4 メートル以上の公道でその両端が当該公道の幅員以上の幅員を有する公道に接続しているものに接していること。ただし、その周辺の状況により、交通及び安全に支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。
 - (2) 資材の倒壊による危害を防止するために必要な措置を講じていること。
 - (3) 資材置場の利用者以外の者の立入り及び騒音、振動又は粉じんの発生による周辺の 生活環境の悪化の防止を図るために必要な措置を講じていること。
 - (4) 資材置場の区域が塀その他の遮蔽物で区画されている場合にあっては、当該区画された 部分の外側であって、公道その他の人が容易に立ち入ることができる場所から資材置場の管 理の状況を確認できるようにするために必要な措置を講じていること。
- 2 前項第2号から第4号までの措置の技術的基準は、規則で定める。

②旧条例第15条

②旧条例第15条

(報告)

- 第15条 許可を受けた者は、当該許可に係る資材置場の管理の状況について、規則で定める ところにより、定期に、市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、資材置場の設置等を行う者その他の関係 者に対し、当該資材置場の設置等の状況に関する報告を求めることができる。

③旧条例第16条

③旧条例第16条

(立入検査)

- 第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、資材置場、資材置場の設置等を行う者の事務所等に立ち入り、当該資材置場の設置等の状況若しくは資材置場の設置等に係る契約書その他資材置場の設置等に関係がある物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求 があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

条例附則

(施行前の準備)

13 第9条第1項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、第6条から第8条までの規定の例により、第6条第1項(第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による協議、第7条第1項(第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による措置、第7条第2項(第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による報告、第8条第1項の規定による協議及び同条第3項の規定による届出その他必要な行為をすることができる。この場合において、これらの規定の例によりされた協議、措置、報告又は届出は、施行日においてこれらの規定により行われたものとみなす。

条例附則第13項は、施行日前の準備について規定しています。

条例第9条第1項の許可を受けようとする者は、令和7年7月1日から、以下の行為を行うことができます。

- ・条例第6条に規定する事前協議
- ・条例第7条第1項に規定する住民への周知及び、同条第2項に規定する当該周知を終えたことによる報告
- ・条例第8条第1項に規定する、事前協議の内容の変更及び、同条第3項に規定する事前 協議内容の軽微な変更の届出

これらの行為につきましては、令和7年10月1日に行われたものとみなします。

3 資料

(1) 川口市資材の適正な屋外保管に関する条例

川口市資材の適正な屋外保管に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、資材の屋外における適正な保管について必要な事項を定めることにより、屋外に保管された資材の火災の発生又は延焼、崩落、飛散その他の事故等を防止するとともに、当該保管に伴う騒音、振動等の発生を防止し、又は軽減し、もって市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 資材 廃棄物 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。)、再生資源 (資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)、建築用の材料その他これらに類するものとして規則で定めるものをいう。ただし、法第17条の2第1項に規定する有害使用済機器に該当するものを除く。
 - (2) 屋外保管 屋外の一定の場所において資材の保管(資材の堆積、破砕、選別、 積替えその他の作業を含む。)をすることをいう。
 - (3) 資材置場 屋外保管を行う場所をいう。
 - (4) 資材置場事業者 屋外保管を行う者をいう。

(市の責務)

- 第3条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を推進するものとする。
- 2 市は、この条例の目的を達成するため、関係行政機関と連携し、市民の生活の 安全の確保及び生活環境の保全に努めなければならない。

(資材置場事業者の責務)

- 第4条 資材置場事業者は、この条例の規定により適正な屋外保管を行うほか、法令等に従って当該資材置場を適正に管理運営しなければならない。
- 2 屋外保管を行おうとする者は、屋外保管の用に供するものとして土地を譲り受け、又は使用しようとするときは、その旨を土地の所有者に説明しなければなら

ない。

3 資材置場事業者は、自己の管理する資材置場に係る苦情又は紛争が生じたとき は、誠意をもって、その解決に当たらなければならない。

(土地の所有者の責務)

- 第5条 土地の所有者は、屋外保管の用に供するものとして当該土地を提供しようとする場合において、当該屋外保管により市民の生活の安全の確保上又は生活環境の保全上の支障があると認める場合は、当該土地を提供することのないよう努めなければならない。
- 2 土地の所有者は、当該土地に設置された資材置場に係る苦情又は紛争が生じた ときは、誠意をもって、その解決に当たらなければならない。

(事前協議)

- 第6条 第9条第1項の許可の申請をしようとする者(以下「事業予定者」という。
 -)は、規則で定めるところにより、当該申請に係る屋外保管に関する計画(以下「事業計画」という。)を作成し、あらかじめ市長と協議しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による協議が終了したときは、規則で定めるところにより、 その旨を書面により事業予定者に通知しなければならない。

(住民への周知)

- 第7条 前条第1項の規定による協議が終了した事業予定者は、規則で定めるところにより、当該協議に係る屋外保管を行おうとする資材置場の周辺に居住する者その他の規則で定める者(附則第9項において「周辺住民等」という。)に対し、事業計画の概要その他規則で定める事項を周知させるため、個別の訪問、説明会の開催その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 2 事業予定者は、前項の措置を講じたときは、遅滞なくその概要を市長に報告しなければならない。

(事前協議の内容の変更)

第8条 事業予定者は、第6条第2項の規定による通知を受けた後に、当該協議に 係る事項を変更しようとするときは、市長と再度協議しなければならない。ただ し、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

- 2 前2条の規定は、前項の規定による協議について準用する。
- 3 事業予定者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更をしようとするとき、又は事業計画を取りやめようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(屋外保管の許可)

- 第9条 屋外保管を行おうとする者は、次に掲げる場合を除き、当該屋外保管を行 おうとする資材置場ごとに、市長の許可を受けなければならない。
 - (1) 当該資材置場の区域の面積(区域が隣接する2以上の資材置場であって、その形状、利用状況等により一体をなしていると市長が認めるものにあっては、 当該区域が隣接する資材置場の各区域の面積の合計。第11条において同じ。
 -)が100平方メートルを超えない場合
 - (2) 当該資材置場が次のア又はイのいずれかに該当する場合
 - ア 工事を施工するために現場に設けられるものその他市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に支障がないと認められるものとして規則で定めるもの
 - イ 公益性又は緊急性が高いと認められる事業の実施に必要なものとして規則 で定めるもの
- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に 提出しなければならない。
 - (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
 - (2) 資材置場の所在地及び区域の面積
 - (3) 資材置場において保管する資材の種類
 - (4) 資材置場の構造
 - (5) 資材の保管の方法
 - (6) 火災予防上の措置
 - (7) 騒音又は振動の防止その他生活環境の保全のために講ずる措置
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 資材置場の位置図及び付近の見取図
- (2) 資材置場の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- (3) 資材置場内の配置図
- (4) 資材の搬入及び搬出の方法及び経路に関する図面
- (5) 申請に係る資材置場の用に供する土地の所有権を有すること (所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること) を証する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める書類
- 4 第1項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して5年とし、同項の許可は、5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 5 前項の更新の申請があった場合において、同項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 6 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(許可の基準等)

- 第10条 市長は、前条第1項の許可の申請が次の各号(同条第4項の許可の更新の場合にあっては、第4号を除く。)のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条第1項の許可をしてはならない。
 - (1) 次条に規定する基準並びに第17条第2号(アを除く。)、第3号(アを除く。)及び第4号から第6号までに掲げる基準に適合していること。
 - (2) 前条第1項の許可の申請をした者(以下この項において「申請者」という。) が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが なくなった日から5年を経過しない者
 - ウ 法その他生活環境の保全を目的とする法令で規則で定めるもの、建築基準法(昭和25年法律第201号)若しくは宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)若しくはこの条例若しくはこれらの法令若しくはこの条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関す

る法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第32条の3第7項及び第3 2条の11第1項の規定を除く。)に違反したことにより、又は刑法第20 4条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第2 47条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する 暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない 者
- (3) 当該申請に係る資材置場において、屋外保管を適正に管理するための現場責任者を置くこと。
- (4) 申請者が、当該申請に係る資材置場について第7条第2項(第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による報告をしていること。ただし、第7条第1項ただし書(第8条第2項において準用する場合を含む。)の場合は、この限りでない。
- 2 市長は、前条第1項の許可に、市民の生活の安全の確保上又は生活環境の保全 上必要な条件を付することができる。
- 3 前条第1項の許可を受けた者(以下「資材置場許可事業者」という。)は、当該許可に係る資材置場の設置等の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、市長に必要な事項を記載した届出書を提出して検査を受け、当該資材置場が次条に規定する基準並びに第17条第2号(アを除く。)、第3号(アを除く。)及び第4号から第6号までに掲げる基準に適合していると認められた後でなければ、屋外保管を行ってはならない。

(資材置場の立地基準及び構造基準)

- 第11条 資材置場(第9条第1項の許可を要するものに限る。)の場所は、次に 掲げる基準に適合しなければならない。
 - (1) 資材置場(その区域の面積が500平方メートル未満のものを除く。)の区域が、規則で定める方法により、幅員4メートル以上の公道でその両端が当該公道の幅員以上の幅員を有する公道に接続しているものに接していること。た

だし、その周囲の状況により交通及び市民の生活の安全の確保に支障がないと 市長が認める場合は、この限りでない。

- (2) 資材置場の場所の土地の地形及び地質が市民の生活の安全の確保上及び生活環境の保全上の支障がないものであること。
- 2 資材置場(第9条第1項の許可を要するものに限る。)の構造は、次に掲げる 基準に適合しなければならない。
 - (1) 資材置場の区域の境界の内側に、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲い(規則で定めるものに限る。)が設けられていること。ただし、その周囲の状況により立入りの防止及び市民の生活の安全の確保に支障がないと市長が認める場合は、その全部又は一部を設けないことができる。
 - (2) 屋外保管をする資材の荷重が前号の囲いに直接かかり、又はかかるおそれがある構造である場合は、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。
 - (3) 資材置場(その区域の面積が500平方メートル未満のものを除く。)の区域の境界と第1号の囲いとの間に、2メートル以上の空地を設けること。ただし、その周囲の状況により市民の生活の安全の確保に支障がないと市長が認める場合は、その全部又は一部を設けないことができる。

(変更の許可等)

- 第12条 資材置場許可事業者は、第9条第2項第2号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。
- 2 第6条から第8条まで及び第10条の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、第6条第1項中「第9条第1項」とあるのは「第12条第1項」と、「者(以下「事業予定者」とあるのは「第9条第1項の許可を受けた者(以下「資材置場許可事業者」と、「屋外保管」とあるのは「屋外保管の変更」と、同条第2項、第7条並びに第8条第1項及び第3項中「事業予定者」とあるのは「資材置場許可事業者」と、第7条第1項中「前条第1項」とあるのは「第12条第2項において読み替えて準用する第6条第6条第2項」とあるのは「第12条第2項において読み替えて準用する第6条第

2項」と、同条第2項中「前2条」とあるのは「第12条第2項において読み替えて準用する前2条」と、「前項」とあるのは「同項において読み替えて準用する前項」と、第10条第1項及び第2項中「前条第1項」とあるのは「第12条第1項」と、同条第1項中「各号(同条第4項の許可の更新の場合にあっては、第4号を除く。)」とあるのは「各号」と、同項第4号中「第7条第2項(」とあるのは「第12条第2項において読み替えて準用する第7条第2項(第12条第2項において読み替えて準用する」と、同号ただし書中「第7条第1項ただし書(」とあるのは「第12条第2項において準用する第7条第1項ただし書(」とあるのは「第12条第2項において準用する」と、同条第3項中「前条第1項の許可を受けた者(以下「資材置場許可事業者」という。)」とあるのは「資材置場許可事業者」と読み替えるものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、資材置場許可事業者は、一部の種類の資材の保管をやめたとき、又は規則で定める軽微な変更をしたときは、規則で定めるところにより、変更をした日から起算して10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。
- 4 資材置場許可事業者は、屋外保管を廃止したときは、規則で定めるところにより、廃止をした日から起算して10日以内にその旨を市長に届け出るとともに、 規則で定める基準に従い、市民の生活の安全の確保上又は生活環境の保全上必要 な措置を講じなければならない。

(許可を得た者以外の屋外保管の禁止)

第13条 資材置場許可事業者は、第9条第1項の許可に係る資材置場において、 当該資材置場許可事業者以外の者に、屋外保管を行わせてはならない。

(資材置場許可事業者に対する勧告及び命令)

- 第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、資材置場許可事業者に 対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
 - (1) 第9条第1項の許可に係る資材置場が第11条又は第17条に規定する基準に適合しなくなったとき。
 - (2) 資材置場許可事業者が第10条第1項第3号に規定する現場責任者を置いていないとき。

- (3) 資材置場許可事業者が第10条第2項(第12条第2項において読み替えて 準用する場合を含む。)の規定により付した条件に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定による勧告(同項第1号又は第3号に係るものに限る。) を受けた資材置場許可事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該 資材置場許可事業者に対し、期限を定めて当該勧告に係る措置を講ずるよう命じ、 又は期間を定めて屋外保管の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 3 市長は、前2項の規定にかかわらず、第9条第1項の許可に係る資材置場が第 11条又は第17条に規定する基準に適合しなくなったと認める場合において、 市民の生活の安全の確保上又は生活環境の保全上の支障が生じていると認めると きは、当該資材置場許可事業者に対し、期限を定めて、その支障を除去するため に必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

- 第15条 市長は、前条第2項又は第3項の命令を受けた資材置場許可事業者が正 当な理由なく当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができ る。
 - (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
 - (2) 資材置場の所在地
 - (3) 命令の内容
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、 あらかじめその理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければなら ない。

(許可の取消し)

- 第16条 市長は、資材置場許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、 その許可を取り消さなければならない。
 - (1) 第10条第1項第2号アからエまでのいずれかに該当するに至ったとき。
 - (2) 第14条第2項若しくは第3項又は第20条第2項の規定による処分に違反 したとき。
 - (3) 不正の手段により第9条第1項の許可(同条第4項の許可の更新を含む。)

又は第12条第1項の変更の許可を受けたとき。

- 2 市長は、資材置場許可事業者が第14条第1項第1号又は第3号のいずれかに 該当するときは、その許可を取り消すことができる。
- 3 前2項の規定により許可を取り消された者(以下この項及び次項において「旧資材置場許可事業者」という。)は、当該取消しに係る資材置場を遅滞なく廃止しなければならない。この場合において、旧資材置場許可事業者は、当該資材置場の状況が規則で定める基準に適合していることについて、あらかじめ市長の確認を受けなければならない。
- 4 旧資材置場許可事業者は、前項の規定により資材置場を廃止するまでの間、当 該資材置場について第14条の規定(同条の規定に係る罰則を含む。)の適用を 受ける。

(資材置場の保管基準)

- 第17条 資材置場事業者は、次に掲げる基準を遵守しなければならない。ただし、 第9条第1項の許可を受けた者については第2号ア及び第3号アの規定、同項の 許可を要しない者については第1号の規定は、適用しない。
 - (1) 資材置場を第11条第2項に規定する基準に適合するように維持すること。
 - (2) 屋外保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
 - ア 資材置場内において、資材を保管するための用に供する区画ごとに、その 周囲に囲いが設けられていること。ただし、資材置場の区域の境界の内側に、 みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが設けられている場合 は、この限りでない。
 - イ 規則で定めるところにより、資材置場の区域の外部から見やすい箇所に資 材置場である旨その他資材置場に関し必要な事項を表示した掲示板が設けら れていること。
 - ウ 資材置場の区域が塀その他の遮蔽物で区画されている場合は、当該区画された部分の外側であって、公道その他の人が容易に立ち入ることができる場所から資材置場の管理の状況を確認できるようにするために必要な措置を講じていること。
 - (3) 資材置場から保管している資材が崩落し、又は飛散しないよう、次のアから

ウまでに掲げる措置を講ずること。

- ア 屋外保管をする資材の荷重が前号アの囲いに直接かかり、又はかかるおそれがある構造である場合は、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であるようにすること。
- イ 容器を用いずに屋外保管をする場合は、積み上げられた資材の高さが規則 で定める高さを超えないようにすること。
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、規則で定める措置
- (4) 資材置場の内部における火災の発生若しくは延焼又は当該資材置場の外部への延焼を防止するため、規則で定める措置を講ずること。
- (5) 資材置場において騒音又は振動が発生する場合は、当該騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。
- (6) 規則で定めるところにより、資材置場に関する苦情等の相談に応ずる者を置くこと。

(報告の徴収)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、資材置場事業者、資材 の運搬を行う者その他の関係者に対し、屋外保管に関し、期限を定めて、必要な 報告を求めることができる。

(立入検査)

- 第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、資材置場、 資材置場事業者の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査 させ、又は関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解 釈してはならない。

(事故時の措置)

第20条 資材置場事業者は、屋外保管に係る事故により市民の生活の安全の確保 上若しくは生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直 ちに、その支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速 やかに当該事故の状況及び当該措置の概要を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、資材置場事業者が前項の措置を講じていないと認めるときは、当該資材置場事業者に対し、期限を定めて、当該措置を講ずるよう命ずることができる。 (許可等に係る意見聴取)
- 第21条 市長は、第9条第1項の許可(同条第4項の許可の更新を含む。)をしようとするときは、第10条第1項第2号エに該当する事由の有無について、埼玉県警察本部長の意見を聴くものとする。
- 2 市長は、第16条第1項の規定により許可を取り消そうとするときは、第10 条第1項第2号エに該当する事由の有無について、埼玉県警察本部長の意見を聴 くことができる。

(関係行政機関への照会等)

第22条 市長は、前条に規定するもののほか、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

(巡視等)

第23条 市長は、屋外保管の状況を把握するとともに、不適切な屋外保管を防止 し、市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全を図るため、定期的な巡視その 他必要な措置を講ずるものとする。

(適用除外)

第24条 この条例の規定は、国又は地方公共団体が屋外保管を行う場合その他法令又は他の条例の規定により許可、認可、届出等を要する行為であって、当該法令又は他の条例により市民の生活の安全の確保上又は生活環境の保全上必要な措置が図られているものとして規則で定めるものに係る屋外保管を行う場合には、適用しない。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

- 第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は1,000,00円以下の罰金に処する。
 - (1) 第9条第1項又は第12条第1項(同条第3項に該当する場合を除く。)の

規定に違反して、市長の許可を受けずに屋外保管を行った者

- (2) 不正の手段により第9条第1項の許可若しくは同条第4項の許可の更新又は 第12条第1項に規定する変更の許可を受けた者
- (3) 第14条第2項若しくは第3項又は第20条第2項の規定による命令に違反した者
- 第27条 第10条第3項(第12条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に違反して、第11条に規定する基準並びに第17条第2号(アを除く。)、第3号(アを除く。)及び第4号から第6号までに掲げる基準に適合していると認められる前に屋外保管を行った者は、6月以下の拘禁刑又は500,00円以下の罰金に処する。
- 第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。
 - (1) 第18条の規定に違反して、定められた期限内に報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - (2) 第19条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は 同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者 (両罰規定)
- 第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、 その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰する ほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第30条 第12条第3項又は第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を した者は、50,000円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第13項の規定 は同年7月1日から、第26条から第29条までの規定は令和8年4月1日から 施行する。
 - (川口市資材置場の設置等の規制に関する条例の廃止)

2 川口市資材置場の設置等の規制に関する条例(令和3年条例第53号)は、廃 止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の川口市資材置場の設置等の 規制に関する条例(以下「旧条例」という。)第6条第1項の許可を受けている 者は、当該許可に係る資材置場について、この条例の施行の日(以下「施行日」 という。)に第9条第1項の許可を受けたものとみなす。
- 4 前項の規定により第9条第1項の許可を受けたものとみなされた者(以下「みなし資材置場許可事業者」という。)の当該許可に係る資材置場が第11条に規定する基準に適合しない場合においては、当該資材置場については、当該規定は、適用しない。この場合において、当該規定に相当する旧条例の規定があるときは、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に屋外保管を行っている者(みなし資材置場許可事業者及び第9条第1項各号の規定に該当する者を除く。以下「従前の資材置場事業者」という。)は、施行日から起算して6月を経過する日までの間に限り、同項及び第10条第3項の規定にかかわらず、引き続き当該屋外保管を行っている資材置場(以下「既存資材置場」という。)において屋外保管を行うことができる。この場合において、当該既存資材置場については、施行日から起算して6月を経過する日までの間は、第17条の規定は、適用しない。
- 6 従前の資材置場事業者は、既存資材置場について、施行日から起算して6月を 経過する日までの間に、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。
- 7 前項の規定による届出をした従前の資材置場事業者は、当該届出に係る既存資 材置場について、施行日に第9条第1項の許可を受けたものとみなす。
- 8 前項の規定により第9条第1項の許可を受けたものとみなされた従前の資材置場事業者の当該届出に係る既存資材置場については、第10条第3項、第11条及び第17条第1号の規定は、適用しない。
- 9 従前の資材置場事業者は、既存資材置場の周辺住民等から求めがあった場合は、 規則で定める事項について説明しなければならない。
- 10 施行日前にされた旧条例第18条の規定による命令については、なお従前の

例による。

- 11 施行日前に旧条例第18条の規定による命令を受けた者に係る旧条例第7条 第1項及び第2項、第15条並びに第16条の規定の適用については、当該命令 に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。
- 12 施行日前にした行為及び前2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

13 第9条第1項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、第6条から第8条までの規定の例により、第6条第1項(第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による協議、第7条第1項(第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による措置、第7条第2項(第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による報告、第8条第1項の規定による協議及び同条第3項の規定による届出その他必要な行為をすることができる。この場合において、これらの規定の例によりされた協議、措置、報告又は届出は、施行日においてこれらの規定により行われたものとみなす。

(2) 川口市資材の適正な屋外保管に関する条例施行規則

川口市資材の適正な屋外保管に関する条例施行規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、川口市資材の適正な屋外保管に関する条例(令和7年条例第35号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (資材)
- 第2条 条例第2条第1号の規則で定めるものは、次に掲げるもののうち、市長が 指定するものとする。
 - (1) 看板
 - (2) 自動車の部品
 - (3) 土木用の材料
 - (4) 建設機械の付属品
 - (5) こん包用の材料

(事前協議)

- 第3条 条例第6条第1項(条例第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による協議(以下「事前協議」という。)は、条例第9条第1項の許可の申請をする前までに、条例第6条第1項に規定する事業計画(以下「事業計画」という。)に関する次に掲げる事項を記載した様式第1号の協議書を市長に提出することにより行うものとする。
 - (1) 事業予定者(条例第6条第1項に規定する事業予定者をいう。以下同じ。)の 氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務 所の所在地)
 - (2) 資材置場の所在地及び区域の面積
 - (3) 資材置場の使用目的
 - (4) 資材置場において保管する資材の種類
 - (5) 資材置場の構造
 - (6) 資材置場の設置に係る工事の着手予定日及び完了予定日
 - (7) 屋外保管を行う期間
 - (8) 資材置場の現場責任者(条例第10条第1項第3号に規定する現場責任者をいう。以下同じ。)の氏名及び連絡先
 - (9) 屋外保管の実施に関する事項
- 2 前項の協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 資材置場の位置図及び付近の見取図
 - (2) 資材置場の平面図、立面図及び断面図

- (3) 資材置場内の配置図
- (4) 資材の運搬に用いる車両の種類及び台数を記載した書類
- (5) 資材の搬入及び搬出の方法及び経路に関する図面
- (6) 資材置場の用に供する土地の公図の写し及び登記事項証明書
- (7) 事業予定者が前号の土地の所有権を有しない場合には、当該土地を使用する 権原を有することを証する書類
- (8) 第6号の土地の地形及び地質の状況を明らかにする書類
- (9) 条例第7条第1項(条例第8条第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による周辺住民等への周知に関する書類
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 条例第6条第2項(条例第8条第2項において準用する場合を含む。次条第1項において同じ。)の規定による通知は、様式第2号の通知書により行うものとする。

(住民への周知)

- 第4条 条例第7条第1項の措置は、条例第6条第2項の規定による通知を受けた 後、遅滞なく行わなければならない。
- 2 条例第7条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 事前協議に係る屋外保管を行おうとする資材置場の用に供する土地の区域の 境界線から100メートルの範囲内の土地の所有者及び占有者並びに当該土地 上の建物の所有者及び占有者
 - (2) 前号の資材置場の用に供する土地の属する区域の町会又は自治会の長
- 3 条例第7条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 事業予定者の連絡先
 - (2) 事前協議を行った機関の名称及び事前協議を終了した日
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 4 条例第7条第2項(条例第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による報告は、様式第3号の報告書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。
 - (1) 条例第7条第1項の規定による、周知を行った同項に規定する周辺住民等の 一覧
 - (2) 事前協議に係る屋外保管を行おうとする資材置場の用に供する土地の周辺の地図に当該土地の区域の境界線から100メートルの範囲を図示した書類
 - (3) 条例第7条第1項の規定による周辺住民等への周知のために配布し、又は使用した書類

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (事前協議に係る事項の軽微な変更等)
- 第5条 条例第8条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。
 - (1) 事業予定者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)の変更
 - (2) 資材置場の所在地の変更(地域の名称の変更又は地番の変更に伴うものに限る。)
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市民の生活の安全の確保上及び生活環境の保全 上の支障が生ずるおそれがないと市長が認める変更
- 2 条例第8条第3項の規定による同条第1項ただし書に規定する軽微な変更に 係る届出は、様式第4号の届出書に当該変更の内容が確認できる書類その他市長 が必要と認める書類を添えて行うものとする。
- 3 条例第8条第3項の規定による事業計画の取りやめに係る届出は、様式第5号 の届出書により行うものとする。

(許可の適用除外)

- 第6条 条例第9条第1項第2号アの規則で定める資材置場は、次に掲げるものと する。
 - (1) 店舗、事務所その他これらに類する建築物に附属するもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に支障がないものとして市長が認めるもの
- 2 条例第9条第1項第2号イの規則で定める資材置場は、次に掲げるものとする。
 - (1) 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第85条第1項又は第2項に規定 する応急仮設建築物の設置のために必要なものとして市長が認めたもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、公益性又は緊急性が高いと認められる事業の実施 に必要なものとして市長が認めるもの

(許可の申請等)

- 第7条 条例第9条第2項の申請書の様式は、様式第6号のとおりとする。
- 2 条例第9条第2項第8号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 屋外保管を行う期間
 - (2) 資材置場の現場責任者の氏名及び連絡先
 - (3) 条例第17条第6号に規定する資材置場に関する苦情等の相談に応ずる者 (以下「苦情等の相談に応ずる者」という。)の氏名及び連絡先

- (4) 前3号に掲げるもののほか、屋外保管の実施に関する事項で市長が必要と認めるもの
- 3 条例第9条第3項第6号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 第3条第2項第4号、第6号及び第8号に掲げる書類
 - (2) 申請者が個人の場合にあっては、住民票の写し
 - (3) 申請者が法人の場合にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
 - (4) 申請者が条例第10条第1項第2号アからエまでのいずれにも該当しない旨 の誓約書
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 4 条例第9条第4項の規定による許可の更新を受けようとする者は、様式第6号 の申請書を市長に提出しなければならない。
- 5 前項の申請書には、条例第9条第3項第1号から第5号までに掲げる書類及び 第3項各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認めるとき は、一部の書類の添付を省略することができる。

(生活環境の保全を目的とする法令)

- 第8条 条例第10条第1項第2号ウの規則で定める法令は、次に掲げるものとする。
 - (1) 大気汚染防止法 (昭和43年法律第97号)
 - (2) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)
 - (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)
 - (4) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)
 - (5) 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)
 - (6) 振動規制法(昭和51年法律第64号)
 - (7) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号)
 - (8) ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)
 - (9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)
 - (10) 埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号)
 - (11) 埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例(令和6年埼玉県条例 第34号)

(許可等の通知)

第9条 市長は、条例第9条第2項の申請書の提出があった場合において、同条第

- 1項の許可をしたときは、当該申請をした者に様式第7号の通知書により通知するとともに、様式第8号の許可証を交付するものとする。
- 2 市長は、条例第9条第2項の申請書の提出があった場合において、同条第1項 の許可をしないときは、様式第9号の通知書により当該申請をした者に通知する ものとする。
- 3 前2項の規定は、第7条第4項の申請書の提出があった場合について準用する。 (工事完了の届出等)
- 第10条 条例第10条第3項の届出書の様式は、様式第10号のとおりとする。
- 2 市長は、条例第10条第3項の規定による検査の結果、当該資材置場が条例第 11条に規定する基準並びに条例第17条第2号(アを除く。)、第3号(アを除 く。)及び第4号から第6号までに掲げる基準に適合していると認めるときは、 様式第11号の通知書により当該検査に係る届出をした者に通知するものとする。 (資材置場の立地基準及び構造基準)
- 第11条 条例第11条第1項第1号の規則で定める方法は、次の各号のいずれかに掲げる方法とする。
 - (1) 資材置場の区域が条例第11条第1項第1号に規定する公道に4メートル以上有効に接していること。
 - (2) 資材置場の区域が条例第11条第1項第1号に規定する公道に通ずる通路(幅員4メートル以上のものに限る。) に4メートル以上有効に接していること。(変更の許可の申請等)
- 第12条 条例第12条第1項の規定による変更の許可を受けようとする者は、様式第12号の申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、条例第9条第3項第1号から第5号までに掲げる書類のう ち変更しようとする事項に係るものを添付しなければならない。
- 3 第9条第1項及び第2項の規定は、第1項の申請書の提出があった場合について準用する。

(準用)

第13条 第3条から第5条まで及び第10条の規定は、前条第1項の変更の許可 について準用する。

(一部の種類の資材の保管の取りやめの届出)

- 第14条 条例第12条第3項の規定による一部の種類の資材の保管の取りやめの 届出は、様式第13号の届出書により行うものとする。
- 2 前項の届出書には、当該届出に係る資材の保管の取りやめ後の資材置場内の配

置図を添付するものとする。

(許可を受けた事項に係る軽微な変更等)

- 第15条 条例第12条第3項の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。
 - (1) 資材置場許可事業者(条例第10条第3項に規定する資材置場許可事業者をいう。以下同じ。)の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)の変更
 - (2) 相続その他の一般承継による資材置場許可事業者の変更
 - (3) 資材置場の所在地(地域の名称の変更又は地番の変更に伴うものに限る。)
 - (4) 条例第17条第2号ウの掲示板の位置の変更
 - (5) 資材置場内における資材を保管する位置、資材の保管の方法等の変更であって、市民の生活の安全の確保上及び生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないと市長が認めるもの
 - (6) 資材置場の現場責任者の変更
 - (7) 苦情等の相談に応ずる者の変更
- 2 条例第12条第3項の規定による軽微な変更に係る届出は、様式第14号の届出書に当該変更の内容が確認できる書類その他市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

(廃止の届出)

第16条 条例第12条第4項の規定による届出は、様式第15号の届出書により 行うものとする。

(廃止の基準)

- 第17条 条例第12条第4項及び第16条第3項の規則で定める基準は、次のと おりする。
 - (1) 屋外保管がされていないこと。
 - (2) 資材置場の構造物が市民の生活の安全の確保上及び生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないと市長が認める状態であること。

(勧告及び命令)

- 第18条 条例第14条第1項の規定による勧告は、様式第16号の勧告書により 行うものとする。
- 2 条例第14条第2項及び第3項の規定による命令は、様式第17号の命令書により行うものとする。

(許可の取消しの通知)

第19条 市長は、条例第16条第1項又は第2項の規定により許可を取り消した

ときは、様式第18号の通知書により当該取消しに係る資材置場許可事業者に通知するものとする。

(掲示板の設置)

- 第20条 条例第17条第2号イの規定により設置すべき掲示板は、同号イに規定するもののほか次に掲げる事項を表示することとし、当該掲示板の様式は、様式第19号のとおりとする。
 - (1) 資材置場事業者の氏名又は名称
 - (2) 資材置場の所在地及び区域の面積
 - (3) 資材置場の使用目的
 - (4) 資材置場において保管する資材の種類
 - (5) 苦情等の相談に応ずる者の氏名及び連絡先
 - (6) 作業を行う日又は曜日及び時間帯
 - (7) 条例第9条第1項の許可を受けた資材置場にあっては、当該許可の概要 (屋外保管の高さ)
- 第21条 条例第17条第3号イの規則で定める高さは、次の各号に掲げる場合の 区分に応じ、当該各号に定める高さとする。
 - (1)条例第11条第2項第1号の囲い若しくは条例第17条第2号アただし書の 囲い(以下この条において「資材置場の周囲の囲い」という。)又は同号ア本 文の囲い(以下この条において「保管区画の囲い」という。)に保管する資材 の荷重が直接かかる構造である部分(以下この条において「直接負荷部分」と いう。)がない場合 当該資材置場の周囲の囲い又は保管区画の囲いの内側の 任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該資材置場の周囲の囲 い又は保管区画の囲いの下端(当該下端が地盤面に接していない場合にあって は、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線)を通り水平面に対し 上方に50パーセントの勾配を有する面との交点(当該交点が2以上ある場合 にあっては、最も地盤面に近いもの)までの高さ又は5メートルのうちいずれ か低いもの
 - (2) 資材置場の周囲の囲い又は保管区画の囲いに直接負荷部分がある場合 次のア及びイに掲げる部分に応じ、当該ア及びイに定める高さ
 - ア 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離50センチメートルの線(直接負荷部分に係る囲いの高さが50センチメートルに満たない場合にあっては、その下端)(以下この条において「基準線」という。)から当該資材置場の周囲の囲い又は保管区画の囲いの内側に水平距離2メートル以内の部分 当該

2メートル以内の部分の任意の点ごとに、次の(7) に規定する高さ(当該資材置場の周囲の囲い又は保管区画の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、(7) 又は(4) に規定する高さのうちいずれか低いもの) 又は 5メートルのうちいずれか低いもの

- (ア) 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい お基準線を通る水平面との交点までの高さ
- (イ) 前号に規定する高さ

イ 基準線から当該資材置場の周囲の囲い又は保管区画の囲いの内側に水平距離2メートルを超える部分 当該2メートルを超える部分内の任意の点ごとに、次の(ア) に規定する高さ(当該資材置場の周囲の囲い又は保管区画の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、(ア) 又は(イ) に規定する高さのうちいずれか低いもの) 又は5メートルのうちいずれか低いもの

- (ア) 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該資材置場の周囲の 囲い又は保管区画の囲いの内側に水平距離2メートルの線を通り水平面に 対し上方に50パーセントの勾配を有する面との交点(当該交点が2以上 ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの)までの高さ
- (イ) 前号に規定する高さ
- 2 条例第11条第2項第3号に規定する空地を設けない場合においては、前項第 2号中「50センチメートル」とあるのは「1メートル」と、「2メートル」と あるのは「4メートル」と読み替えるものとする。
- 3 市長は、資材置場の周囲の囲いを設けない場合その他特別の事情により前2項の規定により難いと認めるときは、前2項の規定にかかわらず、条例第17条 第3号イの規則で定める高さを別に定めることができる。

(屋外保管に係る飛散防止のための措置)

第22条 条例第17条第3号ウの規則で定める措置は、資材置場から資材又は当該屋外保管に伴い発生する粉じんが飛散しないように散水設備による散水、覆いの設置等必要な措置を講ずることとする。

(火災の発生又は延焼を防止するための措置)

- 第23条 条例第17条第4号の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。ただし、不燃性の資材を保管する場合であって、市民の生活の安全の確保に 支障がないと市長が認めるときは、市長が適当と認める措置を講ずることをもってこれに代えることができる。
 - (1) 資材とその他の物が混合するおそれのないように区分して保管すること(不

燃性の資材を保管する場合を除く。)。

- (2) 資材の1の保管の単位の面積を200平方メートル以下とすること。
- (3) 隣接する資材の保管の単位の間隔は、2メートル以上とすること(当該保管の単位の間に火災の延焼を防止するに足りる仕切りが設けられている場合を除く。)。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める措置 (苦情等の相談に応ずる者)
- 第24条 資材置場事業者は、資材置場ごとに、当該資材置場に関する苦情等の相談に対し適切に対応することができる者を選任するものとする。ただし、当該苦情等の相談に応ずる者は、当該資材置場の現場責任者又は他の資材置場の現場責任者若しくは苦情等の相談に応ずる者を兼ねることを妨げない。

(身分証明書の様式)

第25条 条例第19条第2項の身分を示す証明書の様式は、様式第20号のとおりとする。

(適用除外となる屋外保管)

- 第26条 条例第24条の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。
 - (1) 法第7条第1項の許可に係る事業において行う一般廃棄物の収集及び運搬(一般廃棄物の積替え及び保管に限る。)
 - (2) 法第7条第6項の許可に係る事業において行う一般廃棄物の処分
 - (3) 法第8条第1項の許可に係る一般廃棄物処理施設において行う一般廃棄物の処理
 - (4) 法第14条第1項の許可に係る事業において行う産業廃棄物の収集及び運搬 (産業廃棄物の積替え及び保管に限る。)
 - (5) 法第14条第6項の許可に係る事業において行う産業廃棄物の処分
 - (6) 法第14条の4第1項の許可に係る事業において行う特別管理産業廃棄物の 収集及び運搬(特別管理産業廃棄物の積替え及び保管に限る。)
 - (7) 法第14条の4第6項の許可に係る事業において行う特別管理産業廃棄物の 処分
 - (8) 法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行う産業廃棄物 の処理
 - (9) 埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例第8条第1項の許可に係る事業において行う特定再生資源の保管

(書類の提出部数)

第27条 条例及びこの規則の規定により提出する書類の部数は、正本1部及び副本1部とする。

(その他)

第28条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。
 - (川口市資材置場の設置等の規制に関する条例施行規則の廃止)
- 2 川口市資材置場の設置等の規制に関する条例施行規則(令和3年規則第90号)は、廃止する。

(既存資材置場の届出等)

- 3 条例附則第6項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 従前の資材置場事業者(条例附則第5項に規定する従前の資材置場事業者をいう。以下同じ。)の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
 - (2) 既存資材置場(条例附則第5項に規定する既存資材置場をいう。以下同じ。
 -)の所在地及び区域の面積
 - (3) 既存資材置場の使用目的
 - (4) 既存資材置場において保管する資材の種類
 - (5) 既存資材置場の構造
 - (6) 屋外保管を行う期間
 - (7) 既存資材置場の現場責任者の氏名及び連絡先
 - (8) 屋外保管の実施に関する事項
- 4 条例附則第6項の規定による届出は、市長が別に定める様式の届出書により行うものとする。
- 5 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 既存資材置場の位置図及び付近の見取図
 - (2) 既存資材置場の平面図、立面図及び断面図
 - (3) 既存資材置場内の配置図
 - (4) 資材の運搬に用いる車両の種類及び台数を記載した書類
 - (5) 資材の搬入及び搬出の方法及び経路に関する図面
 - (6) 既存資材置場の土地の公図の写し及び登記事項証明書
 - (7) 従前の資材置場事業者が前号の土地の所有権を有しない場合には、当該土地

を使用する権原を有することを証する書類

- (8) 従前の資材置場事業者が個人の場合にあっては、住民票の写し
- (9) 従前の資材置場事業者が法人の場合にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (10) 従前の資材置場事業者が条例第10条第1項第2号アからエまでのいずれに も該当しない旨の誓約書
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (住民への説明)
- 6 条例附則第9項の規則で定める事項は、第3条第1項各号(第6号を除く。)及 び第4条第3項第1号に掲げる事項とする。

(3) 様式集

様式第1号

	屋外保	管事前協議	書							
(あて先)川口市長 事	業予定者	氏	名 人にあ 在地、		年 は、主 及び代	たる			
	口市資材の適正な屋外保管に関する条例 において準用する場合を含む。) の規定				列第8∮	条第2	項又	は第 1	2条	第
資材	置場の所在地及び区域の面積									
資材	置場の使用目的	H								
資材置場において保管する資材の種類										
資材置場の構造										
	置場の設置に係る工事の着手予定日及 了予定日	H								
屋外	保管を行う期間									
資材	置場の現場責任者の氏名及び連絡先									
	資材の保管の方法									
屋外!	騒音、振動及び粉じん対策の措置									
保管の宝	屋外保管を行う日又は曜日及び時間 帯									
表施 に	火災予防上の措置	i.								
屋外保管の実施に関する事項	資材置場に関する苦情等の相談に応 ずる者の氏名及び連絡先									
事項	資材置場の保守点検の方法									
	災害時及び事故発生時の連絡体制									

株式第2号				
		第 年	月	号 日
様				
	川口市長			印
屋外侧	呆管事前協議終了通知書			
川口市資材の適正な屋外保管に関す 第2項において準用する場合を含む。) します。				
事前協議書の受付年月日及び受付番号	年月日 第 号			
資材置場の所在地				

協議の結果

資材置場説明会等実施状況報告書

年 月 日

(あて先) 川口市長

報告者 住 所 氏 名 (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号

川口市資材の適正な屋外保管に関する条例第7条第1項の規定による周知を行ったので、同条第2項(同条例第8条第2項又は第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり報告します。

事前協議書の受付年月日及び受付番号	年	月日	第	号	
資材置場の所在地					

屋外保管事前協議変更届出書

年 月 日

(あて先) 川口市長

届出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号

事前協議に係る事項の変更について、川口市資材の適正な屋外保管に関する条例第8条第3項(同条例第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

事前協議書の受付年月日及び受付番号	年	月日	第	号		
資材置場の所在地						
変更予定年月日						
変更の理由及び内容						

備考 変更の内容については、変更の前後が分かるように記載すること。

事業計画取	n	かみ	屈	出事
# # TIMI UX	٧,	~(x)	ЛΗ	出音

年 月 日

(あて先) 川口市長

届出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号

事業計画の取りやめについて、川口市資材の適正な屋外保管に関する条例第8条第3項(同条例第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

事前協議書の受付年月日及び受付番号	2	年 月	目	第	号	
資材置場の所在地						
取りやめ年月日						
取りやめの理由						

屋外保管許可申請書	(新規・	・更新)
-----------	------	------

年 月 日

(あて先) 川口市長

申請者 住 所 氏 名

> (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

川口市資材の適正な屋外保管に関する条例第9条第1項(第4項)の規定により、屋外保管の許可 (許可の更新)を受けたいので、次のとおり申請します。

資材	置場の所在地及び区域の面積	m²
資材	置場において保管する資材の種類	
資材	置場の構造	
資材	置場の現場責任者の氏名及び連絡先	
屋外	保管を行う期間	
屋外	資材の保管の方法	
保管の	火災予防上の措置	
屋外保管の実施に関する事項	騒音又は振動の防止その他生活環境の 保全のために講ずる措置	
9る事項	資材置場に関する苦情等の相談に応ず る者の氏名及び連絡先	
	その他必要な事項	

第 号 年 月 日 様 川口市長 印 屋外保管許可通知書 年 月 日付けで申請のあった屋外保管の許可(変更の許可)の申請については、川口 市資材の適正な屋外保管に関する条例第9条第1項(第12条第1項)の規定により、次のと おり許可します。 1 資材置場の所在地 2 許可の有効期限 年 月 日 3 許可の条件

この処分に不服があるときは、次に掲げるところにより審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をする ことができます。

- (1) 審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に川口市長に対してすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- (2) 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、川口市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において川口市を代表する者は、川口市長です。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- (3) 審査請求をした後に行う処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号

屋外保管許可証

様

川口市長

囙

川口市資材の適正な屋外保管に関する条例 を証する。

第9条 第1項 第12条第1項

の許可を受けた者であること

許可の年月日 年 月 日 許可の有効年月日 年 月 日

- 1 資材置場の所在地及び区域の面積
- 2 資材置場の概要

屋外保管する資材の種類	屋外保管する資材の面積	屋外保管する資材の高さ

- 3 許可の条件
- 4 許可の更新又は変更の許可の状況

許可年月日	内 容
年 月 日	
年 月 日	

様 月 日付けで申請のあった屋外保管の許可(変更の許可)の申請については、次の理由により許可しませんので通知します。
1 資材置場の所在地
2 不許可の理由

この処分に不服があるときは、次に掲げるところにより審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をする ことができます。

- (1) 審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に川口市長に対してすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- (2) 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、川口市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において川口市を代表する者は、川口市長です。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- (3) 審査請求をした後に行う処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

資材置場工事完了届出書

年 月 日

(あて先) 川口市長

届出者 住 所 氏 名 法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 電話番号

資材置場の設置等の工事を完了したので、川口市資材の適正な屋外保管に関する条例第10条第3項(同条例第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

資材置場の所在地	
許可年月日	年月日
許可番号	第 号
工事完了年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日

第 号 年 月 日

様

川口市長

印

屋外保管適合通知書

年 月 日付けで届出のあった資材置場について、川口市資材の適正な屋外保管に関する条例に規定する基準に適合するものであることを認めたので、川口市資材の適正な屋外保管に関する条例施行規則第10条第2項(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により通知します。

資材置場の所在地	
許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
検査年月日	年 月 日

屋外保管変更許可申請書

年 月 日

(あて先) 川口市長

申請者 住 所 氏 名 (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号

川口市資材の適正な屋外保管に関する条例第12条第1項の規定により、屋外保管の変更の 許可を受けたいので、次のとおり申請します。

資材置場の所在地	
許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
変更の理由及び内容	

一部種類の資材の保管取りやめ届出書

年 月 日

(あて先) 川口市長

届出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号

一部の種類の資材の保管をやめたので、川口市資材の適正な屋外保管に関する条例第12条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

資材置場の所在地	
許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
保管をやめた資材の種類	
取りやめ年月日	年 月 日
取りやめの理由及び内容	

備考 取りやめの内容については、取りやめの前後が分かるように記載すること。

屋外保管変更届出書

年 月 日

(あて先) 川口市長

届出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号

屋外保管の許可を受けた事項について変更をしたので、川口市資材の適正な屋外保管に関する条例第12条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

	1					
資材置場の所在地						
許可年月日	年	月	目			
許可番号	第	号				
変更年月日	年	月	日			
変更の理由及び内容						

備考 変更の内容については、変更の前後が分かるように記載すること。

屋外保管廃止届出書

年 月 日

(あて先) 川口市長

届出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号

屋外保管を廃止したので、川口市資材の適正な屋外保管に関する条例第12条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

資材置場の所在地	
許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
廃止の理由	
廃止年月日	年 月 日

勧告書

年 月 日

様

川口市長

川口市資材の適正な屋外保管に関する条例第14条第1項の規定により、下記の とおり必要な措置を講ずるよう勧告します。

記

許可年月日	年	月	日
許可番号	第	号	
資材置場の所在地			
資材置場許可事業者 の住所及び氏名 (法人にあっては、 主たる事務所の所在 地、名称及び代表者 の氏名)			
勧告に係る措置 の内容			
勧告の理由			
措置の期限	年	月	日

命令書

 第
 号

 年
 月

 日

様

川口市長

印

川口市資材の適正な屋外保管に関する条例第14条第 項の規定により、下記の とおり必要な措置を講ずるよう命令します。

記

			品		
資材置場の所在地					
許可年月日	年	月	日		
許 可 番 号	第	号			
資材置場許可事業者 の住所及び氏名 (法人にあっては、 主たる事務所の所在 地、名称及び代表者 の氏名)					
命 令 に 係 る 措 置 の 内 容					
命 令 の 理 由					
措置の期限	年	月	目		

この処分に不服があるときは、次に掲げるところにより審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

- (1) 審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に 川口市長に対してすることができます。ただし、この処分があったことを知った 日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- (2) 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6月以内に、川口市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟 において川口市を代表する者は、川口市長です。ただし、この処分があったこと を知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起 算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりま す。
- (3) 審査請求をした後に行う処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第18号

 第
 号

 年
 月

 日

様

川口市長

印

屋外保管許可取消通知書

年 月 日付け第 号による屋外保管の許可については、川口市資材の適正な屋外保管に関する条例第16条第 項の規定により取り消します。

(理由)

この処分に不服があるときは、次に掲げるところにより審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

- (1) 審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に川口市長に対してすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- (2) 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、川口市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において川口市を代表する者は、川口市長です。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- (3) 審査請求をした後に行う処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第19号

川口市資材の		保管に関す	る条例に	こ基づく	資材置	場の	標識
資材置場事業者	氏名又は 名 称						
資材置場の所在地 及び区域の面積							
資材置場の 使用目的							
保管する 資材の種類							
連絡先	担 当 者 電話番号						
作業を行う日	日又は曜日 時 間 帯						
	許可番号	第					号
許可の概要	許可年月日				年	月	日
	現場責任者						
	許可の期間			年	月		日から
				年	月		日まで

付法 縦60センチメートル以上 横60センチメートル以上 (表)

第号

身 分 証 明 書

次の者は、川口市資材の適正な屋外保管に関する条例第19条第1項の規定 による立入検査の権限を有する者であることを証明する。

所属部課名

職名

氏 名 生年月日 年 月 日

有効期間年月日から年月日まで

川口市長

(裏)

川口市資材の適正な屋外保管に関する条例(抜粋)

(立入検査)

- 第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、資材 置場、資材置場事業者の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿書類その他の 物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたもの と解釈してはならない。
- 第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。
 - (2) 第19条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、 又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした 者

寸法縦5.5センチメートル横8センチメートル

(4)屋外保管の許可等に係る標準処理期間

1 標準処理期間

別表事務の名称の欄に定める事務の標準処理期間は、それぞれ同表標準処理期間の欄に定める日数とする。

2 標準処理期間の算定方法

標準処理期間は、申請書を受け付けた日の翌日から起算して、設置等の許可通知書等を 発送する日までの日数とする。この場合において、次に掲げる日数は、標準処理期間に算 入しないものとする。

- (1) 申請書等の不備により申請者との照復に要する日数
- (2) 川口市の休日を定める条例 (平成元年条例第55号) 第1条第1項に規定する休日 の日数

3 標準処理期間を超過する場合の通知

特別な理由により標準処理期間を著しく超えることが予測される場合は、必要に応じてその理由等を申請者に通知するものとする。

別表 屋外保管の許可等に係る標準処理期間

事務の名称	根拠条文	標準処理期間	備考
屋外保管の許可	条例第9条	30日	
変更の許可	条例第12条	30日	

(5) 川口市景観計画等

屋外における資材の堆積に伴う敷地内の緑化について

川 口 市 令和4年7月

1 敷地内の緑化に際して

屋外において資材を堆積する際には、次に定めるところにより、敷地内の緑 化につとめてください。

- ①前面道路等外部から望見出来る場所に緑地をもうける。
- ②道路側に塀、囲い等を設ける場合には、道路と塀、囲い等の間に植栽をもうける。
- ③植栽面積は、既存樹木を含め敷地面積あたり、下記の割合を確保し、周辺景観と調和するよう植樹する。

【市街化調整区域かつ安行近郊緑地保全地域】 25%

【商業地域·近隣商業地域】 5%

【その他地域】 10%

- ④樹木の樹種は、周辺景観に配慮し地域特性にふさわしい樹種により、周辺景観と調和するよう工夫する。
- ⑤植栽は、既存樹木の保全を図り、周辺景観と調和するよう工夫する。
- ⑥壁面緑地をもうけるようつとめる。

2 緑化計画を立てる際の緑化の基準

下記の基準による<u>(1)「緑化面積」</u>と<u>(2)「植栽本数」</u>を満たす緑化計画を立ててください。

(1) 緑化面積

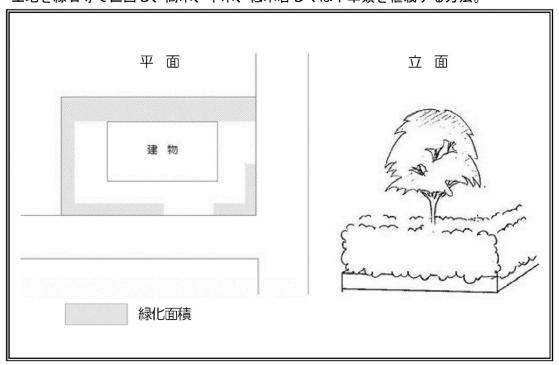
用途地域	緑化基準面積
市街化調整区域かつ 安行近郊緑地保全地域	敷地面積の 25%に相当する面積
商業地域・近隣商業地域	敷地面積の 5%に相当する面積
その他地域	敷地面積の 10%に相当する面積

※上記の緑化基準面積以上の緑地を設けるように努めてください。

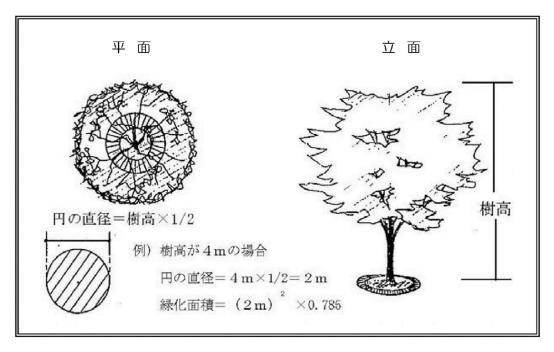
〇緑化面積の算定方法(以下の場所・方法の緑化面積を合算してください。)

【区画された土地の緑化】

土地を縁石等で区画し、高木、中木、低木若しくは下草類を植栽する方法。



一本又は株立ちで樹高3.5メートル以上の高木を単独で植栽する方法。 (単独の高木を植栽した場所を中心とし、樹高の5割の長さを直径とする円の面積)



〇前記の緑化方法(区画された土地の緑化面積・単独高木)による緑化面積の確保が 困難である時は、下記の表を限度として、次に掲げる場所・方法による緑化が可能です。

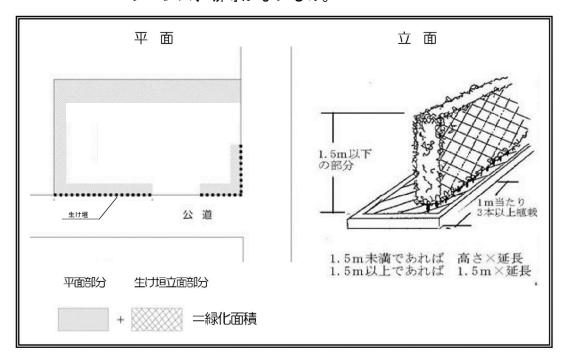
用途地域	緑化面積として加算すること
	ができる割合
市街化調整区域かつ安行近郊緑地保全区域	1 5 %以下
商業地域または近隣商業地域	2. 5%以下
その他地域	5%以下

【生け垣による緑化】

公道に面した箇所に、3 m以上連続して生け垣を設置する方法。

植栽時における生け垣の立面の面積のうち公道に面し、公道から目視でき、かつ植栽した地盤面からの高さが1.5m以下の部分の面積を算入 = 平面積に生け垣の立面積を加算

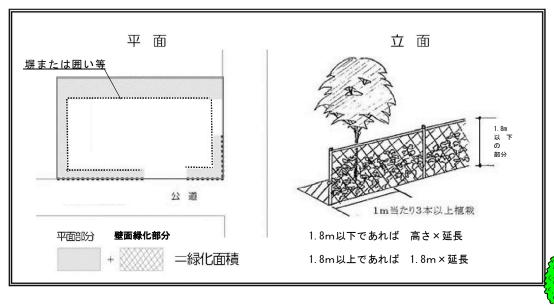
※生け垣とは・・・地盤面からの高さが1m以上の概ね均一な樹木を1m当たり 3本以上列植し、支柱等を設けているもの。また前面に目隠し フェンス、塀等がないもの。



【塀または囲い等の壁面緑化】

水平延長3メートル以上の塀または囲い等を、1メートル当たり3本以上のツル性植物で緑化する方法。

(緑化しようとする塀または囲い等のうち、植栽した地盤面から高さ 1.8メートル以下の部分の面積)



下記に規定する「高木」「中木」「低木」をすべて植栽してください。 (小数点以下は切り上げで算出してください。)

「高木」を 緑化基準面積10㎡当たり1本以上植栽

「中木」を 緑化基準面積 5 ㎡当たり1本以上植栽

「低木」を 緑化基準面積 1 ㎡当たり1 本以上植栽

※植栽本数の入れ替えについて

上記規定本数の1/2を限度として・・・

- ◆高木 1本を低木10本に入れ替え可能
- ◆低木10本を高木 1本に入れ替え可能

「中木」に関しては、入れ替え規定はありませんので、基準の本数を植栽 してください。

○樹木の大きさの基準

高木とは:植栽時の樹高が2m以上で成木時3.5m以上

中木とは:植栽時の樹高が1m以上で成木時2.0m以上

低木とは:高木・中木以外の樹木で、植栽時0.3m以上

◇植 栽 本 数 に 関 す る 具 体 例◇敷地面積 1,000㎡の場合緑化率10%の地域

緑化基準面積は100㎡ = 100㎡以上の緑地を設ける 植栽本数「高木」10本以上「中木」20本以上「低木」100本以上

(3) 接道部の緑化について

接道部において塀、囲い等を設ける場合には、その接する道路に平行して 1.5メートル以上の幅で、植栽を計画してください。

※ただし、周囲の交通の安全性等を確保するため及び周辺環境への配慮を必要とする ため等の相当な理由がある場合はこの限りではありません。

屋外における資材の堆積行為の緑化基準要綱

令和4年3月14日 市長決裁

第1 趣旨

この要綱は、「川口市景観計画」屋外における資材の堆積行為のなかの敷地内の植栽又は木竹の保存面積の最低限度基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高木 植栽時における樹高が 2. 0 メートル以上で、成木に達したときの樹高が 3. 5 メートル以上の樹木
 - (2) 中木 植栽時における樹高が1.0メートル以上で、成木に達したときの樹高が2.0メートル以上の樹木
 - (3) 低木 高木、中木以外の樹木で、植栽時における樹高が 0.3メートル以上の樹木
 - (4) 下草類 芝類、笹類、木本類、草本類、ツル性類等の地被系植物及び草花
 - (5) 生け垣 地盤面からの高さ1メートル以上の概ね均一な樹木を1メートル当た り3本以上、かつ3メートル以上連続して列状に植栽し、支柱等を設けているもの

第3 緑化の面積の算定方法

1 次の表の(ア)欄に掲げる区分に応じ、(イ)欄に掲げる方法により緑化した部分の面積について、(ウ)欄に掲げる面積を合算するものとする。

	区分(ア)	緑化の方法(イ)	緑化面積として算入する部 分(ウ)
(1)	区画された土 地の緑化	土地を縁石等で区画し、高木、中木、 低木若しくは下草類を植栽する方法	当該区画された土地の面積
(2)	単独の高木に よる緑化	一本又は株立ちで樹高3.5メート ル以上の高木を単独で植栽する方法	単独の高木を植栽した場所 を中心とし、樹高の5割の 長さを直径とする円の面積

2 敷地の形状等により、1の表の(ア)欄に規定する区分による緑化面積の確保が困難であるときは、次の表の(ア)欄に掲げる区分に応じ、(イ)欄に掲げる方法により緑化した部分について(ウ)欄に掲げる面積を緑化面積に加算することができる。

	区分 (ア)	緑化の方法(イ)	緑化面積として算入できる部分(ウ)
(3)	生け垣による緑化	道路に面した箇所に生け垣 を設置する方法	植栽時における生け垣の立 面の面積のうち、道路から 目視でき、かつ、植栽した 地盤面からの高さが1.5 メートル以下の部分の面積
(4)	塀または囲い等 の壁面緑化	水平延長3メートル以上の 塀または囲い等を、1メートル当たり3本以上のツル 性植物で緑化する方法	緑化しようとする塀または囲い等のうち、植栽した地盤面から高さ 1.8メートル以下の部分の面積

3 2の表の緑化面積は、次の表(ア)欄に掲げる用途地域に応じ、(イ)欄に掲げる割合まで加算することができる。

用途地域 (ア)	緑化面積として加算すること
	ができる割合(イ)
市街化調整区域かつ安行近郊緑地保全区域	100分の15以下
商業地域または近隣商業地域	100分の2.5以下
その他地域	100分の5以下

第4 植栽の基準

- 1 第3の1による緑化については、次に掲げる基準により植栽するものとする。
- (1) 高木にあっては、緑化面積 10 平方メートル当たり 1 本以上を植栽するものとする。ただし、規定本数の 2 分の 1 を限度として、高木 1 本当たり低木 1 0 本の植栽に代えることができる。
- (2) 中木にあっては、緑化面積5平方メートル当たり1本以上を植栽するものとする。
- (3) 低木にあっては、緑化面積1平方メートル当たり1本以上を植栽するものとする。 ただし、規定本数の2分の1を限度として、低木10本当たり高木1本の植栽に代える ことができる。
- (4) 下草類等は、緑化面積のうち(1)、(2)及び(3)の基準による植栽に供する場所以外の場所に植栽するものとする。
- 2 樹木等の植栽にあたっては、樹木等の特性に配慮するとともに、植栽後も適正な管理 に努めること。

第5 接道部の緑化

接道部(敷地境界線のうち道路に接する部分をいう。)において塀、囲い等を設ける場合には、その接する道路に平行して1.5メートル以上の幅で、植栽を行うものとする。ただし、周囲の交通の安全性等を確保するため及び周辺環境への配慮を必要とするため等の相当な理由がある場合はこの限りではない。

第6 実施期日

この要綱は、令和4年7月1日から実施する。

(表)

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

(あて先)川口市長

届出者 住 所

(事業主) 氏 名

電話番号

| 法人にあっては、主たる事務所の | 所在地、名称及び代表者の氏名

景観法第16条第1項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

行	為	\mathcal{O}	種	類											
行	為	\mathcal{O}	場	所	川口市										
区填	或区 タ	分・月	月途均	也域	市街	化区域	市	街化調	整区均	芃					地域
設言	計又	は施	行力	疗法	裏面の	「行為	の種	類及び	概要」	の意	核当項目	目に記入	してく	ださい	١,
ζ- ¹ / ₂		間	着手予	定日					完了	予定日					
行	為	0)	期	旧			年	月	日	\sim		年	月	日	
代理	里人	又は	設計	十者	住事業所連 絡							(担当者	ž. I)
施		エ		者	住事業所連絡										
*					2項に				年		月	日			

		見法第 18 条第 2 頃に		年	月	目			
基	表づく	【行為の着手可能日		T	71	H			
注意	急事項	Į							
1	- 1 ※印欄は、記入しないでください。								
2	提出	部数は、正副1部ずつ	つ、合計 2 部としま	ミす。					
3	この	届出書には、次に掲げ	げる図書のうち行為	きごとに	必要なもの	のを添付してください。			
		付近見取図							
		配置図				受付印			
		立面図				221311			
		現況図							
		土地利用計画図							
		造成計画平面図							
		造成計画断面図							
		周辺現況写真							
		その他							
		委任状(届出書の提出	はを本人以外が行う	場合)					

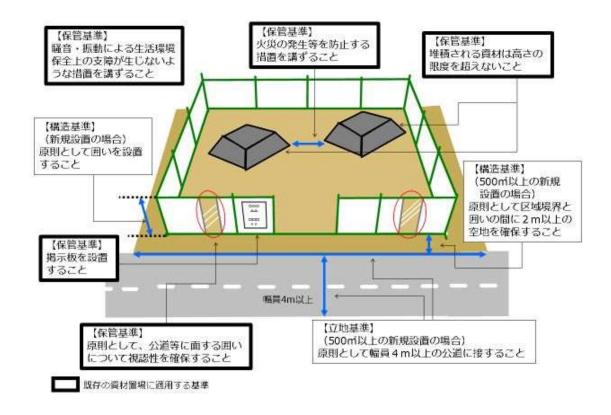
(裏)

行 為 の 種 類 及 び 概 要

行為の種類		行	為	O P	勺 容	ř	
建築物	主要用途			構造	造	一部	造
• 新築		届出		既 存	部分	合	計。
• 増築	敷 地 面 積	Ť	m^2	D# 7 6 4	m ²	- 1 18 2	m ²
	最高の高さ (既存の高さ		m m)	壁面の位端地側		テナボック 道路側	
・改築	形状・その	他の音匠	1117		<u>!] m</u>	坦昭则	m
・移転							
・外観の変更	形屋根・外壁	面積の見ん	寸面積		施工部分面	面積	
(修繕・模様	態屋根	m ²	外壁	m^2	I		m^2
替え・色彩	仕上材 <u>屋</u> 意 外	根 壁			軒 裏 <u></u> 窓枠等		
の変更)	A 彩 早	根			本件寺 <u></u> 軒 裏		
V) & X)	匠	壁			窓枠等		
	緑化に用い	る樹種		緑化面積		m ² (%)
工作物	種類	構造		敷地面積	Ė	築造面積	
• 新設					m^2		m^2
增築	高さ長さ		m	建築物外	壁面から	突出先まで	での距離
	(地上からの高	さ	m)	16 - 4g /\	~ ~ · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		m
・改築	形 見付面積	1. ++	m^2	施工部分		F	m^2
• 移転	態 主要部の仕	上州		形状・で	の他の意		
・外観の変更	意主要部の色						
(修繕•模様	匠						
替え・色彩	42 // D = 17 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	1±		42 /L. 754	t .	2 /	0/)
の変更)	緑化に用いる樹	種		緑化面積	Ę	\mathbf{m}^2 (%)
開発行為	行為の面積		m^2	法面•擦	軽壁の高さ		m
加元日初	法面・擁壁の処理	 !、擁壁のラ		傾斜角度			
				緑化面積		m ² (%)
資材の堆積		届出	部分	既 存	部 分	合	計
	行為に供する面積	責	\mathbf{m}^2		m^2		m^2
	種類						
	塀、囲い等の有	無 あ	り・なし	T			
	 塀、囲い等の高	さ	m		いら塀、	囲い等まで	での離隔
				距離	m k	2 /	0/)
	塀、囲い等の色			緑化面積	•	m ² (%)
	堆積の最高の高	9	m	稼化に用	いる樹種		

- 注1 行為の種類については、該当する事項に○印を付けてください。
 - 2 仕上材については、素材等を詳しく記入してください。
 - 3 工作物の高さについては、工作物を建築物の上部に設置するときは屋根又は屋上からの高さ、地上に設置する場合は地上接地面からの高さを記入してください。
 - 4 色彩については、マンセル値の記号等をできるだけ詳しく記入してください。
 - 5 数値等で表すことの難しい項目については、添付図書に記載されている旨を記入してください。

(6) 良好な資材置場のモデル例



(7) 窓口等

○関係部局 連絡先一覧

内容	担当課	電話番号
条例に基づく資材の不適切な屋外保管	開発審査課	048-242-5319
等に関すること		
多文化共生(外国人に係る生活マナー	協働推進課	048-227-7607
等)に関すること		
交通安全対策に関すること	交通安全対策課	048-259-9003
騒音、振動、粉じん及び野外焼却に関す	環境保全課	048-228-5389
ること		
産業廃棄物、土砂の堆積及び瓦礫処理に	産業廃棄物対策課	048-228-5380
関すること		
一般廃棄物に関すること	資源循環課	048-228-5384
道路の補修等に関すること	道路管理課	048-280-1214
安行近郊緑地保全区域に関すること	みどり課	048-242-5721
①雨水抑制(下水道区域以外)及び水路	①河川課	①048-280-1209
の不正使用に関すること		
②雨水抑制(下水道区域)に関すること	②下水道維持課	2048-258-4132
川口市景観条例・川口市景観計画に関す	都市計画課	
ること		048-242-6333
建築物に関すること	建築安全課	
①建築行為	①建築審査第1,2係	①048-242-6345, 6346
②違反指導	②建築調査係	2048-242-6367
消防法に係る火災予防、危険物の管理に	予防課	048-261-8373
関すること		
警防、救助、消防装備、水利施設に関す	警防課	048-261-8971, 8973,
ること		8975
農地法、農業に関すること	農政課	048-259-9020
農地転用の手続きに関すること	農業委員会事務局	048-258-7922

埋蔵文化財の保護、調査等に関すること	文化財課	048-271-9573
土地区画整理事業における都市計画法第53条に基づく建築許可に関すること	区画整理課	048-280-1207
小中学校の通学路に関すること	指導課	048-259-7661